

令和6年度改訂版

経営事項審査申請の手引き

(経営規模等評価申請・総合評定値通知請求)

福岡県建築都市部 建築指導課 作成

目次

経営事項審査の概要

1. 経営事項審査とは	1
2. 審査基準日	1
3. 経営事項審査を行う機関	2
4. 審査項目	3
5. 審査結果	3
6. 審査関係書類の保存	4

申請要領

1. 手続きの順序	5
2. 手数料及び納入方法	6

福岡県の経営事項審査制度について

経営事項審査申請に必要な書類

1. 提出書類及び提出部数	8
2. 経営事項審査申請の注意事項	9
3. チェックリスト（経営規模等評価申請書・確認書類一覧表）	10
4. 領収証紙納付書記入例	18
5. 書類保管用封筒貼付用紙	19

申請書類の作成

1. 書類作成上の一般的注意事項	20
2. 経営規模等評価申請書（20001 帳票）	20
特殊な審査基準日と処理の区分	
市区町村コード表	
3. 工事種類別完成工事高・工事種類別元請完成工事高（20002 帳票）	29
・工事種類別完成工事高付表	

・ 工事種類別元請完成工事高（20002 帳票）の各種事例	-----	34
(1) 決算期間が 12 か月の場合		
(2) 会社設立後最初の決算期の段階で受ける場合		
(3) 決算期変更及び法人成りの場合		
(4) 組織変更の場合		
(5) 申請日現在に決算日が到来していない場合		
4. 技術職員名簿（20005 帳票）	-----	39
・ 業種別技術職員コード表		
・ 実務経験証明書記入例		
・ 継続雇用制度の適用を受けている技術職員名簿（様式第 3 号）		
・ CPD 単位を取得した技術職員名簿（様式第 4 号）		
・ 技術者の 6 か月超前からの常用雇用及び若年者の年齢の確認書類		
5. その他の審査項目（社会性等）（20004 帳票）	-----	50
・ 社会保険への加入確認資料について		
・ 技能者名簿（様式第 5 号）		
・ 建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を 実施した旨の誓約書及び情報共有に関する同意書（様式第 6 号）		
・ 防災協定の団体の長からの証明書（例）		
・ 経理処理の適正を確認した旨の書類（様式第 2 号）		
・ 建設機械の保有状況、エコアクション 21、ISO の取得状況一覧表		
6. 経営事項審査を受ける場合の工事経歴書の記載フロー	-----	73

関 係 資 料

経営事項審査申請書等の用紙販売所	-----	76
経審 Q&A	-----	77

建設工事入札参加資格審査申請について

令和 6 年度から、建設工事入札参加資格申請（主たる営業所が県内にある建設業者）については、経審結果通知書の到達後、「ふくおか電子申請サービス」により申請をしていただくこととなりました。

詳細については、下記の URL からご確認をお願いいたします。

URL: <https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/keishin-dx.html>

○ふくおか電子申請サービス

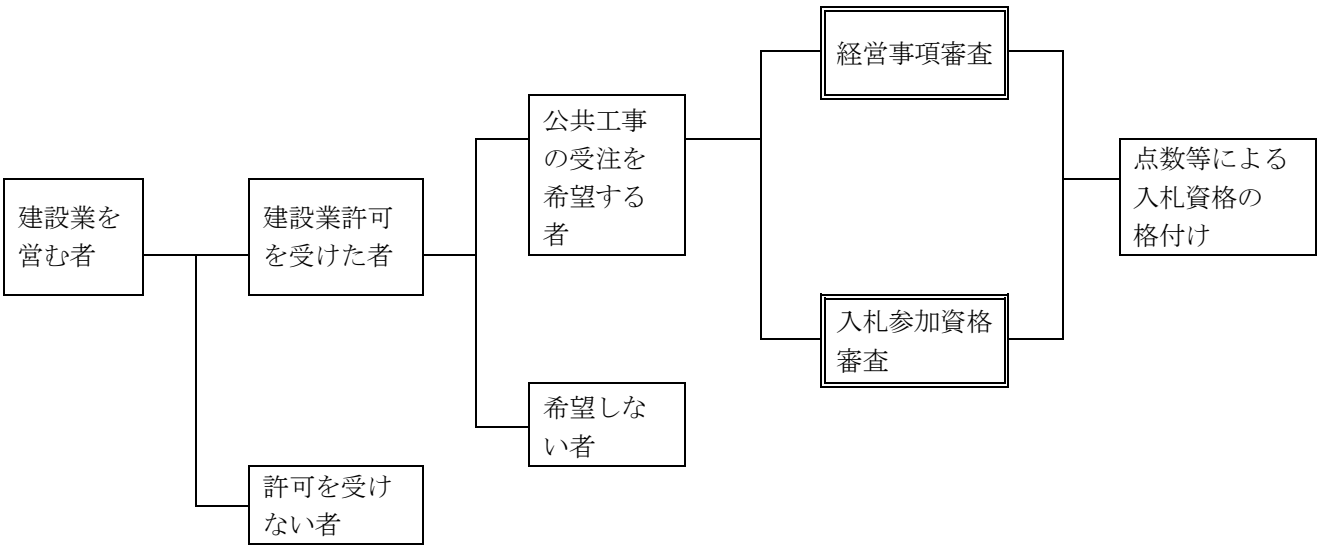
URL: <https://shinsei.pref.fukuoka.lg.jp/SdsJuminWeb/JuminLgSelect>

経営事項審査の概要

1. 経営事項審査とは

(1) 公共工事を適正に発注するには、建設業者の施工能力等に応じた発注が必要になります。この施工能力等に関する客観的事項の審査が、経営事項審査です。

この経営事項審査は、建設業法に基づいて行われるもので、公共工事（建設業法施行令第27条の13）を発注者から直接請け負おうとする建設業者は、必ずこの審査を受けなければなりません。



(2) 公共工事を発注者から直接請け負うためには、建設業法施行規則第18条の2により、公共工事の発注者と請負契約を締結する日の1年7ヶ月前の直後の営業年度終了の日（＝決算日＝審査基準日）以降に経営事項審査を受け、結果通知書の交付を受けていなければなりません。

指名競争入札の参加資格審査等に合わせて経営事項審査の申請をすると、結果通知書の有効期限が切れてしまうことがあります。

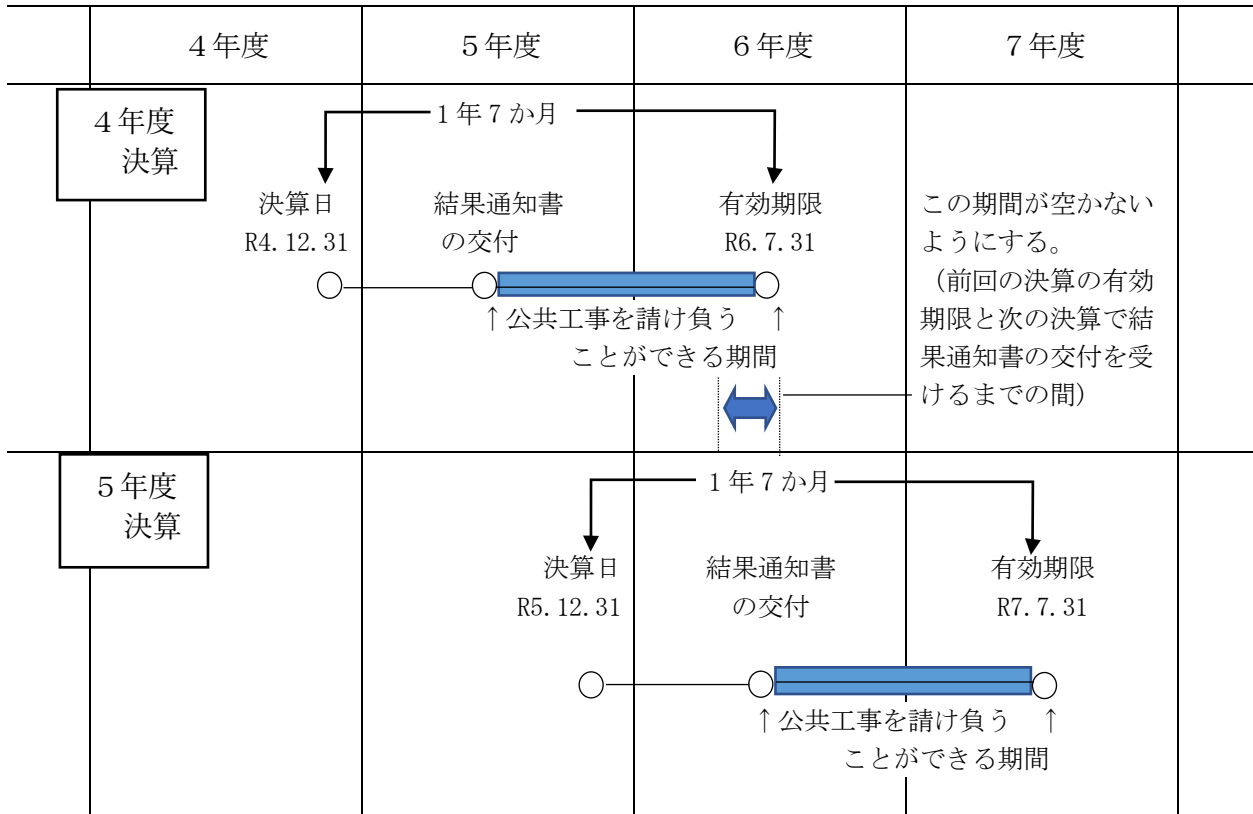
この場合、公共工事の発注者が作成する指名競争入札用の名簿に名前が記載されていても、公共工事の請負契約は締結できません。

（注）「結果通知書」＝「経営状況分析結果通知書」及び「経営規模等評価結果通知書」

2. 審査基準日

審査基準日は、一部例外を除き、経営事項審査申請をする日の直前の営業年度終了の日（＝決算日）です。

[例：12月決算の建設業者の場合]



- 申請日の直前の審査基準日（決算日）に基づいて経営事項審査を申請してください。
 ただし、許可番号、商号又は名称、代表者又は個人の氏名、主たる営業所の所在地、郵便番号、電話番号、許可を受けている建設業、経営規模等評価対象建設業は最新の情報を記入してください。

経営事項審査は直前の決算日を審査基準日とするため、新たな決算日を迎える以前に申請が必要です。

令和5年12月31日決算に基づく申請は、新たな決算を迎えるその前の日（令和6年12月27日）に申請を完了しなければなりません。

上記の「申請を完了」とは、経営状況分析と経営規模等評価申請の両方を完了（郵送必着）していることをいいます。

3. 経営事項審査を行う機関

経営事項審査の手続きは、経営状況分析と経営規模等評価の二つから成り、それぞれ次に掲げる機関が行います。

経営状況分析：国土交通大臣の登録を受けた分析機関（登録経営状況分析機関）が行います。

経営規模等評価：建設業の許可をした行政庁（国土交通大臣又は都道府県知事）が行います。

4. 審査項目

経営規模等評価	①経営規模(X)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事種類別年間平均完成工事高 (X₁) ・ 自己資本額 (X₂) ・ 利払前税引前償却前利益 (X₂) 	(申請手続き先)
	②技術力(Z)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建設業の種類別技術職員数 ・ 工事種類別元請完成工事高 	国土交通大臣 又は 都道府県知事
	③その他の審査項目(社会性等)(W)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組状況 ・ 建設業の営業継続の状況 ・ 防災活動への貢献の状況 ・ 法令遵守の状況 ・ 建設業の経理に関する状況 ・ 研究開発の状況 ・ 建設機械の保有状況 ・ 国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況 	
④経営状況(Y)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 負債抵抗力 純支払利息比率 負債回転期間 ・ 収益性・効率性 総資本売上総利益率 売上高経常利益率 ・ 財務健全性 自己資本対固定資産比率 自己資本比率 ・ 絶対的力量 営業キャッシュフロー 利益剰余金 	(申請手続き先) 登録経営状況分析機関	

5. 審査結果

(1) 経営状況分析結果通知

登録経営状況分析機関は、経営状況の分析を終了したときは申請者に対し分析結果を記載した「経営状況分析結果通知書」により経営状況分析を完了した旨を通知します。

(2) 経営規模等評価・総合評定値通知

国土交通大臣又は都道府県知事は、経営規模の審査結果及びその他の評価項目の審査結果を数値化し、算出します。また、上記経営状況分析結果通知書を添付して総合評定値通知請求がなされているときは、両者の評定値に基づき下記の方法で総合評定値を算出し、これらの結果を記載した「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」により申請者に通知します。

[総合評定値算出方法]

$$\text{総合評定値}(P) = 0.25 \times X_1 + 0.15 \times X_2 + 0.20 \times Y + 0.25 \times Z + 0.15 \times W$$

X_1 ・・・ 工事種類別年間平均完成工事高の評点

X_2 ・・・ 自己資本額及び平均利益額に係る評点

Y ・・・ 経営状況の評点

Z ・・・ 建設業の種類別技術職員の数及び工事種類別年間平均元請完成工事高の評点

W ・・・ その他の審査項目（社会性等）の評点

[各審査項目ごとの評定値のウエイト]

項目区分	審査項目	評点幅	ウエイト
経営規模	X_1 ：完成工事高	397～2,309	0.25
	X_2 ：自己資本額 利益額	454～2,280	0.15
経営状況	Y ：経営状況分析	0～1,595	0.20
技術力	Z ：技術者数 元請完成工事高	456～2,441	0.25
その他の 審査項目 (社会性等)	W ：建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組状況 建設業の営業継続の状況 防災活動への貢献の状況 法令遵守の状況 建設業の経理に関する状況 研究開発の状況 建設機械の保有状況 国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の 状況	-1,837 ～2,073	0.15

なお、経営状況分析の評定値(Y)を含まない、経営規模等評価のみの結果通知書を作成することも可能ですが、公共工事の入札参加資格では総合評定値通知書の交付を受けていることを資格要件とする行政庁が大半を占めると見られるため、実際に活用する機会はほとんどないものと思われます。

6. 審査関係書類の保存

公共工事発注機関に対して公共工事入札参加資格の申請をする際に経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書、経営状況分析結果通知書、経営事項審査申請書（20001帳票）、工事種類別完成工事高・工事種類別元請完成工事高（20002帳票）、技術職員名簿（20005帳票）、その他の審査項目（20004 帳票）の各々の写しを求められることがあります。

また、次年度以降も経営事項審査の申請の際、前年度の申請関係書類の提示を求められますので、関係書類の保存には十分留意してください。

申請要領

1. 手続きの順序

(1) 決算終了後の変更届の提出

建設業許可業者は建設業法第11条により、毎年営業年度終了後4ヶ月以内に、決算終了後の変更届を所轄県土整備事務所の建築指導課に提出することが義務づけられています。
(できるだけ早く提出していただくようお願いします。)

この変更届は経営事項審査に必要(経営状況分析申請の添付書類としても必要です。)ですので、必ず行ってください。

原則として、初めて経営事項審査を受けられる方は2ヶ年分(3ヶ年平均の完成工事高を選択して申請する場合は3ヶ年分)の変更届が必要です。

(2) 経営規模等評価申請予約申込み

福岡県が行う経営規模等評価については、予約申込み制度を採用しています。

なお、令和6年度から「ふくおか電子申請サービス」により予約申込みを受付けることとしましたのでご注意ください(往復ハガキによる予約申込みは、令和6年4月以降は一切受け付けません)。

審査予約申込みした者に対して、後日、審査期日に応じた申請書の郵送開始日及び受付番号等を予約申込時に登録いただいたユーザー宛に通知します。受付期間等の詳細については7ページの「福岡県の経営事項審査制度について」をご覧ください。

(3) 経営状況分析申請

経営事項審査のうち経営状況分析については、国土交通大臣の登録を受けた登録経営状況分析機関が行います。

登録経営状況分析機関の選択は、申請者の任意です。

登録経営状況分析機関の定めるところにより手数料の納入、申請書の提出を行ってください。

なお、手数料の納入を証する書類(領収書・金融機関の払込票控え等)については必ず写しを保存しておいてください。

(4) 経営状況分析結果通知書

登録経営状況分析機関は、チェック終了後『経営状況分析結果通知書』を作成し、経営状況分析が完了した旨を通知します。

(5) 経営規模等評価申請・総合評定値通知請求(経営事項審査)

(2)により通知された郵送開始日以降に、申請書、添付書類及び審査手数料として福岡県領収証紙を領収証紙納付書に貼付し、県ホームページ上で指定する送付先に郵送することで、審査の申請となります。なお、審査手数料は次ページをご覧ください。

※本県では、対面による審査は原則行いません。

(6) 審査結果の通知

審査終了後2ヶ月程度で、『経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書』が申請者宛てに郵送されます。なお、内容については到着後必ず確認し、申請内容と相違があれば30日以内に県に申し出てください。

2. 手数料及び納入方法

審査項目	経営規模等評価・総合評定値通知	経営状況分析
許可区分	福岡県知事許可建設業者	全建設業者
納入先	福岡県知事	登録経営状況分析機関
納入方法	領収証紙	登録経営状況分析機関の定める方法による
	「審査手数料貼付書」に添付する	
納入金額	審査対象業種が1業種の場合は11,000円 1業種増すごとに2,500円を加算した額 (ただし、総合評定値通知請求を行わない場合はそれぞれ10,400円・2,300円) (手数料一覧表を参照)	登録経営状況分析機関の定める額

手数料一覧表（総合評定値通知請求分を含む）

業種数	手数料	業種数	手数料	業種数	手数料	業種数	手数料
1業種	11,000円	9業種	31,000円	17業種	51,000円	25業種	71,000円
2業種	13,500円	10業種	33,500円	18業種	53,500円	26業種	73,500円
3業種	16,000円	11業種	36,000円	19業種	56,000円	27業種	76,000円
4業種	18,500円	12業種	38,500円	20業種	58,500円	28業種	78,500円
5業種	21,000円	13業種	41,000円	21業種	61,000円	29業種	81,000円
6業種	23,500円	14業種	43,500円	22業種	63,500円		
7業種	26,000円	15業種	46,000円	23業種	66,000円		
8業種	28,500円	16業種	48,500円	24業種	68,500円		

総合評定値通知請求を行わない場合は、上記の金額から次の算式で算出した額を減額する。

$$400円 + (200円 \times \text{業種数})$$

福岡県の経営事項審査制度について

申請者は、県（経営規模等評価）と登録経営状況分析機関（経営状況分析）から、それぞれ審査を受けなければなりません。

経営規模等評価申請書の関係（県）	項目	経営状況分析申請書の関係（登録経営状況分析機関）																																							
福岡県建築都市部建築指導課	(1) 審査機関	登録経営状況分析機関																																							
各建設業者の決算終了日等	(2) 審査基準日	左記に同じ																																							
<p>福岡県の申請方法は審査予約申込制度を採用しています。</p> <p>手順① 「ふくおか電子申請サービス」から審査予約申込を行います。</p> <p>手順② 県は審査予約申込をした者に対して、申請書類の郵送受付を開始する郵送開始日を通知（電子メール）します。</p> <p>手順③ 申請者は、通知された郵送開始日以降に申請書、添付書類及び審査手数料を封筒に入れ郵送してください。</p>	(3) 審査申請の方法について	<p>国土交通大臣の登録を受けた登録経営状況分析機関が行っています。申請方法は、各機関のホームページ等で確認してください。</p> <p>分析機関の一覧表については国土交通省ホームページに掲載されています。</p> <p>(URL: http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000091.html)</p>																																							
<p>○審査予約申込先 ふくおか電子申請サービス URL: https://shinsei.pref.fukuoka.lg.jp/SdsJuminWeb/JuminLgSelect (検索方法) 県庁トップページ→「目的から探す」→「電子申請」</p> <p>○受付期間 直前決算期ごとに受付期間を定めていますので、下記により予約申込みをしてください。</p> <p>※令和6年度受付締切日は令和7年1月10日（金）まで</p> <p>なお、原則として、同じ決算期であれば、早く申込みがあったものから郵送開始日を指定します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">直前決算期</th> <th style="text-align: center;">審査予約受付期間</th> <th style="text-align: center;">郵送開始日(見込み)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和5年10月末</td> <td>6年 3月末まで</td> <td>令和6年4月</td> </tr> <tr> <td>11月末</td> <td>6年 3月末まで</td> <td>令和6年4月</td> </tr> <tr> <td>12月末</td> <td>6年 3月末まで</td> <td>令和6年4～6月</td> </tr> <tr> <td>令和6年 1月末</td> <td>6年 4月26日まで</td> <td>令和6年6～7月</td> </tr> <tr> <td>2月末</td> <td>6年 5月17日まで</td> <td>令和6年6～7月</td> </tr> <tr> <td>3月末</td> <td>6年 5月31日まで</td> <td>令和6年6～7月</td> </tr> <tr> <td>4月末</td> <td>6年 6月 7日まで</td> <td>令和6年7月～8月</td> </tr> <tr> <td>5月末</td> <td>6年 6月28日まで</td> <td>令和6年8月～9月</td> </tr> <tr> <td>6月末</td> <td>6年 7月12日まで</td> <td>令和6年9月</td> </tr> <tr> <td>7月末</td> <td>6年 8月 9日まで</td> <td>令和6年10月</td> </tr> <tr> <td>8月末</td> <td>6年 9月20日まで</td> <td>令和6年11月</td> </tr> <tr> <td>9月末</td> <td>6年10月18日まで</td> <td>令和6年12月～ 令和7年1月20日</td> </tr> </tbody> </table> <p>※上記の郵送開始日は、審査予約受付期間内に審査予約を行った場合の目安となります。</p> <p>受付期間経過後であっても、審査予約は可能です。ただし、審査予約の遅れは、郵送開始日の遅れ、経営事項審査完了（審査結果通知）の遅れの原因となります。その結果、経営事項審査の有効期間に空白が生じ、各市町村への入札参加申請に支障が出る恐れがありますので注意してください。</p> <p>各建設業者における個別の事情を考慮して経営事項審査の実施又は審査結果の通知を早めるといったご要望、結果通知書発行予定日の問い合わせには対応できませんので、ご承知おきください。</p>	直前決算期	審査予約受付期間	郵送開始日(見込み)	令和5年10月末	6年 3月末まで	令和6年4月	11月末	6年 3月末まで	令和6年4月	12月末	6年 3月末まで	令和6年4～6月	令和6年 1月末	6年 4月26日まで	令和6年6～7月	2月末	6年 5月17日まで	令和6年6～7月	3月末	6年 5月31日まで	令和6年6～7月	4月末	6年 6月 7日まで	令和6年7月～8月	5月末	6年 6月28日まで	令和6年8月～9月	6月末	6年 7月12日まで	令和6年9月	7月末	6年 8月 9日まで	令和6年10月	8月末	6年 9月20日まで	令和6年11月	9月末	6年10月18日まで	令和6年12月～ 令和7年1月20日	(4) 県の審査予約申込受付期間及び経営状況分析申請期間（参考）	<p>○申請先 登録経営状況分析機関を選定の上、当該分析機関へ必要書類を提出し申請してください。分析機関の選定に当たっては、申請方法、手数料、添付書類、審査期間等を必ず確認してください。</p> <p>○申込時期 審査期日に合わせるため、なるべく早めに登録機関へ申請を行ってください。</p>
直前決算期	審査予約受付期間	郵送開始日(見込み)																																							
令和5年10月末	6年 3月末まで	令和6年4月																																							
11月末	6年 3月末まで	令和6年4月																																							
12月末	6年 3月末まで	令和6年4～6月																																							
令和6年 1月末	6年 4月26日まで	令和6年6～7月																																							
2月末	6年 5月17日まで	令和6年6～7月																																							
3月末	6年 5月31日まで	令和6年6～7月																																							
4月末	6年 6月 7日まで	令和6年7月～8月																																							
5月末	6年 6月28日まで	令和6年8月～9月																																							
6月末	6年 7月12日まで	令和6年9月																																							
7月末	6年 8月 9日まで	令和6年10月																																							
8月末	6年 9月20日まで	令和6年11月																																							
9月末	6年10月18日まで	令和6年12月～ 令和7年1月20日																																							
<p>申請書類送付先（郵送開始日以降） 〒812-0044 福岡市博多区千代1丁目20-31 福岡県千代合同庁舎 2階 経審・入札審査室 TEL: 092-292-5728</p> <p>審査期間 令和6年4月～令和7年1月20日（月）必着</p> <p>令和7年度福岡県建設工事入札参加資格審査申請を希望の本県知事許可事業者の経営事項審査は、いかなる理由があろうと令和7年1月20日（月）必着とします。また、経営事項審査は直前の決算日を審査基準日とするため、新たな決算日を迎える以前に申請が必要です。</p>	(5) 審査について	<p>登録経営状況分析機関は、受理した申請書について内容チェックを行い、電算処理の上数値化します。</p> <p>この過程で、不明箇所や不突合等が発生した場合、申請者に対して登録経営状況分析機関から照会がなされることがあります。</p>																																							
<p>審査対象建設業が1業種の場合は、11,000円 以下1業種増すごとに2,500円加算した額の県証紙（知事許可）を領収証紙納付書に貼付の上で、申請書と同じ封筒に同封してください。</p>	(6) 審査手数料について	<p>経営状況分析の手数料の額及び納入方法は登録経営状況分析機関が定めることとなります。従って分析機関ごとに手数料額、納入方法が異なることがあります。</p>																																							
<p>審査終了した分について、総合評点を算出し、『経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書』を作成して申請者へ通知します。（6月～翌年2月にかけて）</p> <p>なお、内容については到着後必ず確認し、申請内容と異なる場合は30日以内に建築指導課に申し出てください。</p>	(7) 審査結果について	<p>登録経営状況分析機関は、内容チェック・電算処理終了後、『経営状況分析結果通知書』を作成し、申請者に通知します。</p> <p><u>内容については到着後必ず確認し、疑義があれば登録経営状況分析機関に申し出てください。</u></p>																																							
<p>令和6年3月中旬販売予定 建設業許可申請書等の販売所と同じ場所で販売</p>	(8) 申請用紙販売開始日	登録経営状況分析機関へお尋ねください。																																							

経営事項審査申請に必要な書類

1. 提出書類及び提出部数

提 出 書 類	摘 要
① 経営規模等評価申請表紙（A 4 封筒に貼付又は印字）	1 部
② 経営規模等評価申請書・総合評定値通知請求書（様式第25号の14）	2 部
③ 工事種類別完成工事高 工事種類別元請完成工事高（別紙一）	2 部
④ 技術職員名簿（別紙二）	2 部
⑤ その他の審査項目（別紙三）	2 部
⑥ 工事経歴書（様式第二号） （税抜き処理をすること）	1 部
⑦ 領収証紙納付書（福岡県領収証紙を貼付）	1 部
⑧ 経営状況分析結果通知書	1 部
⑨ 各種添付資料	各 1 部

詳しくは、次ページをご確認下さい。

②～⑤については、1部を申請者の控えの副本として、受付印を押して返却します。

また、**⑧経営状況分析結果通知書**については、下記の点にご注意ください。

登録経営状況分析機関から送付された経営状況分析結果通知書の原本を提出（分析結果通知が正副2部発行される分析機関の場合は原本を提出し、副本（または控え）を申請者保管とする。1部しか発行しない分析機関の場合も、写しを取った上で原本を提出すること）。

経営状況分析結果通知書が未到着の場合は、本県経営事項審査を受審することが出来ません。なお、未添付の場合は審査を中止します。

(福岡県知事許可)

2. 経営事項審査申請の注意事項

★事前に「ふくおか電子申請サービス」による審査予約申込みを行い、通知された郵送開始日以降に次項のチェックリスト記載の申請書類一式をレターパックプラスに封入し、下記の申請書類送付先に送付してください。

★レターパックの余白部分に、「会社名」「予約受付番号」「郵送開始日」「決算日」を朱書きしてください。
(1社1封筒)

※令和6年度受付締切日は令和7年1月10日(金)(基本的には、各審査期日に対する受付期間をお守りください)

【申請書類送付先】

〒812-0044 福岡市博多区千代1丁目20-31

福岡県千代合同庁舎2階 経審・入札審査室

電話：092-292-5728

※例年、誤って県庁建築指導課に大量の申請書が届きます。送付先にご注意ください。

※令和7年度福岡県建設工事入札参加資格審査申請を希望する本県知事許可事業者の経営事項審査は、いかなる理由があろうと令和7年1月20日(月)必着とします。(本県の定める審査期日をお守りください)

※経営事項審査は直前の決算日を審査基準日とするため、新たな決算日を迎える以前に申請が必要です。

★審査書類郵送後の書類追加郵送は、審査運営に支障をきたすためご注意ください。不足書類がある場合は、県側から補正指示を出しますので、補正指示に従ってください。

★審査書類に不備が多い場合、審査員からの連絡に回答がない場合(審査員、職員に対する暴言・威圧的・政治的圧力をほのめかす発言含む)、追加でお願いした書類が1カ月以上届かない場合等は、審査を中止して書類を返却する場合があります(この場合、県領収証紙も返却します)。

★審査遅延の原因となり、円滑な行政手続きの妨げとなるため、結果通知書発行時期等を含む審査進捗状況の確認、結果通知書を窓口で受け取りたいといった問い合わせ・要望について、一切お応えできませんので、あらかじめご了承ください。

★提出書類で「写し」としているものは、必ず申請者がコピーを取り郵送して下さい。本県審査において、き損等が生じた場合に責任を負いかねます。

★申請書副本以外に、受付印を押印した書類の返送を希望する場合は、審査員が確認できるように必ず付箋、メモを目立つように付けてください(審査業務に影響のない範囲で行うため、大量の書類を返送希望とすることはお控えください。返送対応をお断りすることがあります)。

★本チェックリストにない詳細は、手引きの他ページをご参照ください。

★申請の内容が分かるよう、コピーを取っておく等の対応をお願いします。

★各種様式は、福岡県のホームページからダウンロードできます。「福岡県 令和6年度経営事項審査」で検索

< 要注意 >

経営事項審査の提出書類に虚偽の記載をして提出したものについては、建設業法第28条に基づき、30日間の営業停止処分などの監督処分の対象になります。

(福岡県知事許可)

3. チェックリスト (経営規模等評価申請書・確認書類一覧表)

所属部署： _____
 担当者名： _____
 電話番号： _____

	提出書類	留意事項	Check ☑
	☆ 本チェックリスト	P. 10～15	<input type="checkbox"/>
	☆ 福岡県領収証紙 (領収証紙納付書に貼付)	・ 8,500 円 + { (受審する業種数) × 2,500 } 円 () 業種分 () 円 ・ 福岡県領収証紙の販売場所 https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/kkaikei.html ※領収証紙納付書は P. 18 を参照	<input type="checkbox"/>
	☆ 副本返信用レターパックプラス	・ 宛先 (返送先) を記入しておくこと。 ・ 「ご依頼主さま保管用シール」 は申請者で剥がしておくこと。	<input type="checkbox"/>
	1 ・ 書類保管用封筒 ※経営事項審査申請表紙を貼付、又は印刷したもの ※サイズは角 2 以上。申請書類が多い場合は、マチ付の封筒。	・ 複数業者を 1 封筒に同封しないこと。 ※折り畳み可 ※経営事項審査申請表紙は P. 19 を参照	<input type="checkbox"/>
	2 ・ 郵送開始日通知書	・ ふくおか電子申請サービスから郵送開始日を通知したもの ※P. 17 参照	<input type="checkbox"/>
	3 ・ 経営規模等評価申請書・総合評定値通知請求書 (様式第 25 号の 14、別紙 1～3)	・ 2 部 (正本、副本) を用意すること。	<input type="checkbox"/>
	4 ・ 経営状況分析結果通知書	・ 原本 1 部のみ提出すること。 ※未提出の場合は審査中止 (後日送付不可)	<input type="checkbox"/>
	5 ・ 建設業許可通知書写し (現在有効なもの) 又は、建設業許可申請書副本写し、廃業届 (一部廃業のみ) 写し	・ 許可申請書副本の場合は、様式第一号と別紙二を提出すること。 ※事業者名、代表者名、事務所所在地の確認のため。	<input type="checkbox"/>
	6 ・ 現在有効な許可に関する、変更届控写し ※該当がある場合のみ提出	・ 事業者名、代表者名、事務所所在地の変更時に提出するもの (様式第二十二号の二が基本)	<input type="checkbox"/>
	7 ・ 直前決算に係る変更届出書控写し ※「控えの原本は不可」 ①様式第 2 号 工事経歴書 ②様式第 3 号 直前 3 年の各事業年度における工事施工金額 ③様式第 15・16・17-2 号 貸借対照表・損益計算書・注記表 (法人の場合) 以上は必須	・ 営業年度終了後に提出し、県土整備事務所の受付印があること。 ・ 以下の条件を満たすこと。 課税事業者は「 <u>税抜き処理</u> 」により作成 免税事業者の場合は、財務諸表のみ「 <u>税込み処理</u> 」により作成	<input type="checkbox"/>
	8 ・ 消費税、法人税、所得税の確定申告書の写し ※下記①+②又は③ ①法人・個人を問わず消費税確定申告書控 ②法人…直前決算の法人税確定申告書 (別表一) 控 ③個人…直前決算の所得税確定申告書控 ※決算書等の添付書類は不要	・ 免税業者は消費税確定申告書控写し不要 ※ただし、当初課税業者だった方が免税業者になった場合は、「消費税の納税義務者ではなくなった旨の届出書」の申請者控写し (税務署の受付印があるもの) ・ 電子申告の場合は、「電子申告入力画面をプリントアウトしたもの+申告受信通知メールをプリントアウトしたもの」など受付の事実が確認できる書面 ・ 個人の業者で所得税申告が不要な方は、市町村民税確定申告書控写し	<input type="checkbox"/>

必須確認書類

(福岡県知事許可)

9	<ul style="list-style-type: none"> 前年度の申請書控写し 経営規模等評価申請書・総合評定値請求書の副本写し(前年度分) 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の原本写し(前年度分) 	<ul style="list-style-type: none"> 前年度に受審した際の申請書(様式第25号の14、別紙1～3)の写し。 本県の受付印があること。 	□
10	<ul style="list-style-type: none"> 技術者の資格確認書類の写し(資格証、実務経験証明書、大臣認定書等) <p>※1級国家資格者かつ監理技術者講習受講者については、監理技術者証(写)及び監理技術者講習修了証(写)</p> <p>※現場に資格証を持って行くことが義務付けられているもの(電気工事士、消防設備士、電気主任技術者)の写し</p> <p>※監理技術者を補佐する資格を有する者の場合</p> <p>○主任技術者要件となる資格を有し、1級技士補である者は、以下の2つ。</p> <p>①1級一次検定の合格を証明する書面 →合格通知書、合格証明書</p> <p>②主任技術者要件を満たすことが確認できる資料 →資格証、実務経験証明書など</p> <p>○監理技術者となる資格を有する者は、以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 監理技術者資格者証の交付を受けている場合 →監理技術者資格者証の写し 監理技術者資格者証の交付を受けていない場合 →①国交大臣認定者は、認定証の写し ②実務経験者(指定建設業を除く)は、実務経験証明書、指導監督的実務経験証明書、卒業証明書 	<ul style="list-style-type: none"> 前回提出した技術職員の資格に変更が無い場合は省略可。 ※省略する場合は、前回提出済みの技術職員名簿を提出→上記「9」を含む 監理技術者資格者証・監理技術者講習修了証は毎回写しを提出 基幹技能者は「登録基幹技能者講習修了証」を毎回写しを提出 <p>※指定建設業 土木一式、建築一式、舗装、鋼構造物、管、電気、造園の7種</p>	□
11	<ul style="list-style-type: none"> 技術者の6か月超前からの常用雇用及び若年者の年齢の確認書類 <p>※被保険者証の写しを提出する場合は、保険者番号及び被保険者等記号・番号をマスクングすること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 詳細は手引きP.48を参照 技術職員名簿の掲載順に並べること 	□
12	<ul style="list-style-type: none"> 工事請負契約書の写し 契約書がない場合は注文書の写し 契約書も注文書もない場合は請求書等の写し <p>※受審する業種のみ提出すること。</p> <p>※単なる入金記録や会計システム上の帳票等のみでは工事内容等が全く確認できないため不可。</p> <p>※各工事経歴書に記載のある請負金額上位3件のみを提出とするが、過去の経審で虚偽申請を行った事業者や、内容に疑義がある場合は追加で資料を求めることがある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 工事経歴書に記載した工事のうち、請負金額の上位3件(元請・下請問わず)について提出すること。 ※付表を用い、完成工事高を合算した場合は、<u>合算対象とした業種全体のうち請負金額上位5件とする。</u> 契約日、工事名、請負代金、工期、発注者、請負者がわかるもの 変更契約(金額変更・工期変更)も提出。 上記にJV受注工事が含まれる場合は、共同企業体協定書(写し)を提出 契約書等には会社の代表者印を朱で押印後、写しを提出(元々、代表社印を押印しているものは作業不要)。 	□

次ページ以降は、該当する場合のみ提出が必要です。

(福岡県知事許可)

その他の審査項目(社会性)の確認書類	13	・雇用保険の確認書類	・審査基準日を含む年度の内容がわかること。 ※手引き P. 59 を参照。	<input type="checkbox"/>	
	14	・健康保険、厚生年金保険の確認書類	・審査基準日を含む月の内容がわかるもの ①口座振替の場合は右側の領収済通知書の決算月分が必要) ※手引き P. 60 に例示 ②窓口支払いの場合は、領収済通知書の左上の「納入目的年月」の決算月であること ※手引き P. 59 を参照。	<input type="checkbox"/>	
	15	・建設業退職金共済制度加入履行証明書(原本)	・建設業退職金共済組合が発行した証明書	<input type="checkbox"/>	
	16	退職一時金制度又は企業年金制度	退職一時金 いずれか1点を提出 ①中小企業退職金共済制度への加入を証明する書面「原本」 ②特定退職金共済団体制度への加入を証明する書面「原本」 ※1 ③自社退職金制度を採用している場合は、就業規則又は労働協約の写し ※2	・退職一時金制度又は企業年金制度のいずれかを提出すること ※1 原則として税務署からの承認文書番号の記載があること。 ※2 退職金部分に関する部分のみで可。ただし、10名以上の従業員がいる場合は労働基準監督署の受付印のあるページの写しも提出すること。	<input type="checkbox"/>
			企業年金制度 いずれか1点を提出 ①厚生年金基金への加入を証明する書面「原本」 ②確定拠出年金への加入を証明する書面「原本」 ※3 ③確定給付企業年金への加入を証明する書面「原本」 ※4 ④適格退職年金契約書(企業年金保険証券及び協定書)の写し ※5	※3 確定拠出年金運営管理機関が発行したものの。 ※4 基金型は企業年金基金が発行したものの。規約型は資産管理運用機関が発行したものの。 ※5 企業が法人税法に定める適格退職年金契約を信託銀行や生命保険会社等と契約して、拠出金を預託して退職年金を支給する場合は該当。	<input type="checkbox"/>
17	法定外労働災害補償制度 いずれか1点を提出 ①(公財)建設業福祉共済団への加入を証明する書面の写し ②(一社)全国建設業労災互助会への加入を証明する書面の写し ③(一社)全国労働保険事務組合連合会の労働災害補償制度への加入を証明する書面「原本」 ④中小企業等協同組合法の認可を受けて共済事業を行う者への加入を証明する書面「原本」 <民間の保険会社の場合> (1)業務災害総合保険(いずれか1点) ⑤保険証券の写し ⑥保険加入証明書「原本」 (2)普通傷害保険(準記名式)(いずれか1点) ※6 ⑦保険証券の写し ⑧保険加入証明書「原本」 (2)の場合は、以下の書類を併せて提出(いずれか1点) ⑨政府労働災害補償保険料納付済証明書「原本」 ⑩政府労働災害補償保険料納付済領収書写し+政府労働災害確定保険料申告書の写し	・次の要件の全てを満たすものでなければ評価の対象となりません。 (民間保険会社の場合、保険証券写し又は保険加入証明書で以下項目が確認できる資料) 1 業務災害と通勤災害のいずれも保険給付の対象。 2 直接の使用関係にある職員及び下請負人の直接の使用関係にある職員のすべてを保険給付の対象としていること。 3 死亡及び労働災害補償保険の障害等級1級から7級までに係る災害のすべてを保険給付の対象としていること。 4 共同企業体による工事及び海外工事を除くすべての工事現場の災害を保険給付の対象としていること。 5 保険加入期間が審査基準日を含むもの。 ※6 普通傷害保険(準記名式)の場合は、上記要件の他に以下の要件を満たす必要があります。 ①被保険者数が事業所の職員数(役員は含まない)を上回っていること。 ②政府の労働災害補償保険料を納付していること。 いわゆる団体加入の場合は個々の事業主は法律上の保険契約者とはなりません、実質上保険会社との間で契約を締結しているものとみなします。	<input type="checkbox"/>		

(福岡県知事許可)

18	<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">CPD 単位取得数 技能レベル向上者数</p>	<p>①CPD 単位を取得した技術者名簿 (様式第4号提出)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・審査基準日1年以内に取得したCPD 単位数が確認できるCPD 認定団体によるCPD 取得単位証明書(実績証明書)の提出 ・上記技術者名簿に記載した技術者に係る検定若しくは試験の合格証その他資格を証明する書面の写し <p>②技能者名簿(様式第5号提出)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・能力評価(レベル判定)結果通知書の写し(向上前と向上後の写し) ・工事施工台帳の作業員名簿の写し <p>★上記に係る審査事務の取扱い</p> <p>CPD 単位取得者、技能レベル向上者数が「0」の場合や、証明書類が揃わない場合は様式第4号及び様式第5号は添付不要です。またその場合、申請書の「知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況」は、すべて空欄として差し支えありません。</p>	<p>【CPD】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・CPD 取得単位証明書は、「審査基準日時点」の証明書を取得・提出すること。 ・技術者名簿(様式第4号)は、技術職員名簿(申請書)に記載のない技術者を記載する。 ※申請書の「技術者数」は、主任技術者・監理技術者・1級技士補及び2級技士補の合計数 ・CPD 単位数は、認定団体ごとに定められた数値で除し、30を乗じた数値を記載し(小数点以下切り捨て)、1人当たり30単位が上限となる。 ・「審査基準日1年以内に取得」が書類で確認できること ・複数のCPD 認定団体により単位を修得している場合、いずれか1つのCPD 認定団体の単位をもとに算出すること。 <p>【技能者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技能者は、審査基準日以前3年間に建設工事の施工に従事した者(作業員名簿に記載された者)で、監理技術者や主任技術者として建設工事の施工管理のみに従事した者は除きます。 ・認定能力評価基準により受けた評価が審査基準日以前3年間に1以上向上した者の数が対象となります。 ・作業員名簿は、審査基準日前3年間のうちに作成した名簿で、かつ、技能者該当者の記載があるもののうち、いずれか1つ。 ※評価対象となるのはレベル2以上の評価を受けてからです(評価を受けていない者はレベル1と同等となるため)。 <p>【CPD、技能者の常勤性の確認】</p> <p>常勤で雇用されている職員が対象であり、審査基準日以前6か月と1日前以前から直接的かつ恒常的な雇用関係が必要。</p> <p>※審査基準日における在籍を確認する</p> <p>※保険証と標準報酬決定通知書の写しが基本</p>	□
19	<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">ワーク・ライフ・バランスに関する取組の状況</p>	<p>下記①～⑧のうち該当するもの+⑨</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定通知書 →いずれか1点を提出 <ul style="list-style-type: none"> ①えるぼし認定(1段階目) ②えるぼし認定(2段階目) ③えるぼし認定(3段階目) ④プラチナえるぼし認定 ・次世代育成支援対策推進法に基づく認定通知書 →いずれか1点を提出 <ul style="list-style-type: none"> ⑤くるみん認定 ⑥トライくるみん認定 ⑦プラチナくるみん認定 ・青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定通知書 ⑧ユースエール認定 ⑨上記3認定について、厚生労働省の公表資料、データベース等から、認定企業として掲載されているページを印刷したもの(注) 	<ul style="list-style-type: none"> ・審査基準日において認定されていること ・いずれの書類も写しを提出 <p>注 申請時点で認定取消しや辞退がないことを確認します。</p> <p>「公共調達加点評価を受けることができる「えるぼし」「プラチナえるぼし」認定企業一覧」、「くるみん認定及びプラチナくるみん認定企業名都道府県別一覧」、若者雇用促進総合サイトにて公表される「ユースエール認定企業一覧」等で確認できます</p>	□

(福岡県知事許可)

20	建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> 建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施した旨の誓約書及び情報共有に関する同意書(様式第6号、P.61参照) 	<p>以下を満たしていることが加点要件となります。</p> <p>(1) 審査対象工事 ①～③を除く審査基準日以前1年以内に発注者から直接請け負った建設工事(変更契約を除く)</p> <p>①日本国内以外の工事 ②建設業法施行令で定める軽微な工事 ③災害応急工事</p> <p>(2) 該当措置 ①～③のすべてを実施していること</p> <p>①CCUS上での現場・契約情報の登録 ②建設工事に従事する者が直接入力によらない方法で(※)CCUS上での就業履歴を蓄積できる体制の整備 ③経営事項審査申請時に様式第6号に掲げる誓約書の提出</p> <p>※直接入力によらない方法 就業履歴データ登標準API連携認定システム(https://www.auth.ccus.jp/p/certified)により、入退場履歴を記録できる措置を実施していること等</p>	□
21	民事再生法又は会社更生法適用の有無	<ul style="list-style-type: none"> 手続開始決定日を証する書面写し ※7 手続終結の決定日を証する書面写し(官報広告等) ※8 	<p>※7 平成23年4月1日以降に適用を申し立てて、手続開始決定となった業者</p> <p>※8 手続終結となった業者</p>	□
22	防災協定の締結の有無	<p>いずれか1点を提出</p> <p>①国、特殊法人等又は地方公共団体との防災協定書の写し</p> <p>②加入している団体が防災協定を締結している場合は、加入団体からの証明書「原本」+協定書写しを提出 ※P.53参照</p>	<p>防災協定とは、不測の災害等への備えとして、防災・復旧活動等への機材・役務等の提供、災害時の待機等に関して予め定めたもの。復旧工事等の工事請負契約自体は該当しない。</p>	□
23	監査の受審状況	<p>いずれか1点を提出</p> <p>①会計監査人設置の場合、有価証券報告書写し又は監査証明書写し ※9</p> <p>②会計参与設置の場合、会計参与報告書写し ※9</p> <p>③建設業の経理事務の責任者のうち、公認会計士、税理士、1級登録経理試験に合格した年度の翌年度から5年を経過しない者、登録経理講習の1級講習を受講した年度の翌年度から5年を経過しない者のいずれかに該当する者が、「経理処理の適正を確認した旨の書類」に自らの署名又は押印を付したものの原本 ※10</p>	<p>※9 登記事項証明書(写し可)を併せて提出すること。</p> <p>※10 常勤で雇用されている職員が対象。常勤性の確認は、健康保険証の写し又は、出勤簿及び賃金台帳の写し等で行う(審査基準日における在籍を確認する)</p>	□

(福岡県知事許可)

24	公認会計士等及び 二級登録経理試験合格者の数	①合格証等の写し (提出) ②常勤性の確認資料の写し ※上記 (※10)	【公認会計士】 公認会計士として登録され、公認会計士法第28条の規定による研修の受講を証明する書面の写し 【税理士】 税理士として登録され、所属税理士会が認定する研修の受講を証明する書面の写し 【1級・2級登録経理試験合格者】 ①又は②を提出する。 ①試験合格年度の翌年度から5年を経過していない合格を証明する書面の写し ②登録経理講習受講年度の翌年度から5年を経過していない受講を証明する書面の写し	□
25	研究開発費	・注記表 (様式第17号の2) 等	・会計監査人設置会社のみ対象 ・今期、前期の2期分を提出	□
26	建設機械の保有状況	<p>・建設機械の保有状況、ISOの取得状況一覧表</p> <p>上記書類に加えて建設機械ごとに下記のア、イからそれぞれ1点ずつ提出</p> <p>(ア 所有者・使用者の確認) ①売買契約書の写し ②車検証の写し ③販売店からの販売証明書の写し ※11 ④統一譲渡証明書の写し ((一社)日本建設機械工業会が指定するもの) (リース契約者) ⑤リース契約書の写し ※12</p> <p>(イ 検査・整備状況の確認) ①特定自主検査記録表の写し (ショベル系掘削機、トラクターショベル、ブルドーザー、モーターグレーダー、締固め用機械、解体用機械、高所作業車の場合) ※13 ②製造時検査証又は性能検査証の写し (移動式クレーンの場合) ③自動車検査証の写し ※14 (ダンプ車両の場合)</p> <p>※車検証の電子化 (2023.1月～) QRコードを読み取り後、有効期間が確認できる画面を印刷したもの、又は自動車検査記録事項を提出すること。</p>	<p>注) 建設機械として計上できるものは下記の表1に記載の機械のみ。 ・購入者・リース契約者共に申請者と使用者が同じものしか認められません。レンタルは該当しません。 割賦契約者は支払終了後契約者の所有となるため、支払期間が審査基準日より1年7か月に満たなくても評価対象とする</p> <p>※11 新規のものは、原本を申請者がご確認の上で写しを提出 (昨年と同じものは写し提出のみで可)。販売店以外のものは不可</p> <p>※12 審査基準日から1年7か月以上契約期間を有するもの (自動更新又は購入等の文言があれば1年7か月未満でも可)</p> <p>・有効期間内に審査基準日が含まれていること。 ・特定自主検査記録表については、新車の購入日が審査基準日以前1年以内の場合は省略可。</p> <p>※13 解体用機械について、ベースマシンに解体用アタッチメントを装着し解体用機械として使用しているときに、複数の特定自主検査記録表等に同一のベースマシンが記載されている場合は重複して加点しない。 ※14 ダンプ車両は、自動車検査証の「車体の形状」欄に「ダンプ」、「ダンプトレーラ」又は「ダンプセミトレーラ」の記載があること。 ☆自動車検査証の備考欄に「積載物は、土砂等以外のものとする」等の記載がなく、土砂等の運搬が制限されていないこと</p>	□
27	国の取得状況 ISOの認証	・ISO9001, 14001, エコアクション21の審査登録機関の認証を証明する書類の写し	以下の条件を満たすもの ・認証範囲に建設業が含まれていること ・特定の事業所単位での認証となっていないこと	□

(福岡県知事許可)

表 1

種類	名称	範囲
掘削機械	ショベル系掘削機	ショベル、バックホウ、ドラグライン、クラムシェル、クレーン、パイルドライバーのいずれかのアタッチメントを有するもの
トラクター類	ブルドーザー	自重が3トン以上のもの
	トラクターショベル	バケット容量が0.4立方メートル以上のもの
クレーン	移動式クレーン	つり上げ荷重3トン以上のもの
貨物自動車	ダンプ車	ダンプ、ダンプフルトレーラ、ダンプセミトレーラ
整地・締固め機械	モーターグレーダー	自重が5トン以上のもの
高所作業車	高所作業車	作業床の高さが2メートル以上のもの
締固め用機械	締固め用機械	ロードローラー、タイヤローラー、振動ローラー
解体用機械	解体用機械	ブレーカ（油圧・空圧）、鉄骨切断機、コンクリート圧砕機、解体用つかみ機

注 意

前年度に経営事項審査を受けていない場合、又は前年度の申請書（控え）を紛失した場合は、以下のものがが必要です。

◎チェック表 7,8,12 については、工事種別完成工事高において、

- ・2年平均を選択した場合は2か年分
- ・3年平均を選択した場合は3か年分

※決算が未到来やその他工事として計上する場合など業種ごとの完成工事高として計上しない場合は、変更届の提出は不要です。

(例)

令和06年05月25日

経営事項審査予約申込者様

福岡県建築都市部建築指導課

経営事項審査の郵送申請の受付開始日について（通知）

福岡県知事が行う令和6年度の経営事項審査については、下記により申請してください。

記

審査予約申込み後、県から通知される「郵送開始日通知書」の例

経審申請時に同封してください

- 1 事業者名 (株) 経審
- 2 郵送開始日 令和6年6月20日
- 3 予約受付番号 75697
- 4 申請書類送付先 千代合同庁舎 経審・入札審査室
〒812-0044
福岡市博多区千代1丁目20-31
TEL 092-XXX-XXXX
- 5 審査期間 郵送開始日から令和7年1月20日（月）まで
- 6 その他詳細について 福岡県のホームページを参照すること。
<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/reiwagokeishin.html>

備考

- ・円滑な審査のため、郵送開始日以降速やかに申請書を送付してください。
- ・上記「郵送開始日」より早く送付することはできません。
- ・経審は直前の決算日を審査基準日とするため、新たな決算日を迎える以前に申請が必要です。新たな決算日を迎えた以降の申請は、一切認められません。
- ・当該通知書の不着、経営事項審査制度の不知等を理由とした審査締切日以降の受審は一切認められません。
- ・申請書類送付の際は、送付封筒に「事業者名」「郵送開始日」「決算日」を朱書きし、副本の返信用として送付先記入済みのレターパックを必ず同封して下さい。
- ・令和7年度の「県入札指名願」の提出を希望される方は、ふくおか電子申請サービスから申請してください。

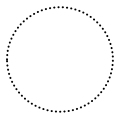
科 目		証紙はりつけ欄
証紙金額		
納入義務者 住所氏名		
摘 要		
受 付 月 日		
受 付 者 印		

お願い
納入義務者は右の太ワクのところだけを記入して下さい。

(さりと)

に関する申請書
を受付けました。
証紙金額
〔 円 〕
年 月 日
課(出先機関)名
係員氏名
建築指導課

印



備考 受付証の交付には特に請求のある場合を除き、省略できるものであること。

【記入例】

※この太線で切り取り
A5サイズで提出してください。

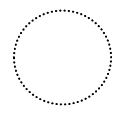
科 目		証紙はりつけ欄
証紙金額		
納入義務者 住所氏名	(例) 福岡市博多区 東公園7-7 (株) 経審 代表取締役 福岡 太郎	
摘 要	※枠内に申請者の住所・会社名 (屋号)・代表者氏名をご記入ください。	
受 付 月 日		
受 付 者 印		

お願い
納入義務者は右の太ワクのところだけを記入して下さい。

(さりと)

に関する申請書
を受付けました。
〔 証紙金額 円 〕
年 月 日
課(出先機関)名
係員氏名

印



【申請手数料】 ※経審審査手数料

審査対象建設業が1業種の場合は、11,000円
以下1業種増すごとに2,500円加算した額

隙間を開けていただくと助かります!

※ここは切り取らないでください。

備考 受付証の交付には特に請求のある場合を除き、省略できるものであること。

※このPDFはA4サイズで出力してください。

申請書類の作成

1. 書類作成上の一般的注意事項

- (1) 申請書類を手書きで作成する場合、ボールペンで記入してください。
- (2) 申請書類には作成した日又は郵送する日を記入してください。
- (3) 各申請書の右上「申請者」欄には主たる営業所の所在地、商号及び代表者名（個人の場合は個人の氏名）を記入（ゴム印可）してください。
- (4) 各申請書の□□□□で表示された枠（以下「カラム」という。）内に記入する場合には1カラムに1文字ずつはみ出さないように丁寧に記入してください。また、数字は右詰め（ただし、電話番号は左詰め）、文字は左詰めで記入してください。
- (5) 行政書士等が書類作成を代行した場合には、経営規模等評価申請書（20001帳票）2枚目の下部に氏名、連絡先を記入して職印を押印してください。

2. 経営規模等評価申請書（20001帳票）

次のアからコまでの事項に留意しながら記載例を参考にして作成してください。

ア『審査基準日』 04項番

申請日直前の営業年度の決算日を記入してください。

特殊な場合はP. 22を参考にしてください。

イ『申請等の区分』 05項番

総合評定値（P点）の算出・通知が必要な場合は必ず「1」と記入してください。

その他の場合はP. 25のコード表によってください。

ウ『処理の区分』 06項番

通常の決算期間終了に基づく審査であるのか、合併・営業譲渡等による特殊処理を要するのか等を区別するために記入します。

合併・営業譲渡等が一切ない、通常の決算期間(12ヶ月)終了に基づく審査の場合は、左側二桁に「00」と記入し、右側二桁は空欄とします。

その他の場合は、左側二桁はP. 25のコード表から該当する番号を記入し、さらに右側二桁について、該当するものがP. 27のコード表にあればその番号を記入します（右側二桁は、該当がない場合空欄となります）。

主な組み合わせの例をP. 22に示していますので、参照してください。

エ『法人又は個人の別』 07項番

法人又は個人を記入します。

『資本金額又は出資総額』 07項番

企業の単独決算の資本金額（出資総額）を記入します。

『法人番号』 07項番

法人番号を記入します（個人事業主の方は、記入は不要です。）。

オ『主たる営業所の所在地市町村コード』 12項番

主たる営業所（本社等）の所在する市区町村のコード番号を、P. 28のコード表から選んで記入します。

カ『主たる営業所の所在地』 13項番

12項番にコードを記入した市区町村名に続く大字や地番等を記入します（市区町村名は記入しないでください）。

キ『自己資本額』 17項番

○法人の場合

審査基準日の決算（以下「基準決算」という。）における資本金、新株式払込金（又は新株式申込証拠金）、資本剰余金、利益準備金、任意積立金、土地再評価差額金、株主等評価差額金（又は自己株式申込証拠金）及び自己株式の合計額（控除科目がある自己株式がある場合にはその額を削除した額、また、準備金・積立金に取崩しがあった場合はその額を削除した額。）を加えたもの（以下「法人自己資金」という。）又は基準決算及び基準決算の前期決算における法人自己資本の額の平均の額を記入してください。

なお、株主配当金及び役員賞与等、社外流出するものは含みません。

○個人の場合

基準決算における期首資本金、事業主借勘定、事業主利益の額の合計額から事業主貸勘定の額を控除した額（貸借対照表の純資産合計の額。以下「個人自己資本」という。）又は基準決算及び基準決算の前期決算における個人自己資本の額の平均の額を記入してください。

（注意）外国子会社の経営実績を追加したい場合は、別途、国土交通省への申請が必要となります。

ク『利益額』 18項番

営業利益は、規則別記様式16の損益計算書の営業利益の額を記入します。

減価償却実施額は、

法人の場合、法人税申告書別表16（1）（旧定額法又は定額法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書）及び（2）（旧定率法又は定率法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書）に記載の減価償却額の実施額等を記入します。

個人の場合、確定申告書にある減価償却費の額を記入します。

決算期が12ヶ月に満たない場合等の換算方法は完成工事高と同じになります。

（注意）外国子会社の経営実績を追加したい場合は、別途、国土交通省への申請が必要となります。

ケ『技術職員数』 19項番

「技術職員名簿（20005帳票）」（審査基準日）に記載した技術職員の人数の合計数と必ず一致していなければなりません。

コ『登録経営状況分析機関番号』及び『経営状況分析を受けた機関の名称』 20項番

総合評定値（P点）の算出・通知が必要な場合は必ず記入してください。

特殊な審査基準日と処理の区分

番号	ケース	最初の決算	審査基準日	処理の区分
1	個人業者が新規に開業	未到来	個人開業日 (開始決算日)	(左) 04 (右) 20
2	法人が新規に設立	未到来	開始決算日 (開始決算がない 場合は法人設立日)	(左) 04 (右) 20
3	(許可を受けていない) 個人業者が法人に改編	法人決算 未到来	開始決算日 (開始決算がない 場合は法人設立日)	(左) 04 (右) 20
4	個人業者・法人が新規に開業・設立し許可取得	到来	最直近の決算日	(左) 03 (右) 記入せず
5	(許可を受けていない) 個人業者が法人に改編	法人決算 到来	最直近の決算日	(左) 03 (右) 記入せず
6	個人業者・法人が新規に許可取得 (以前から事業継続)	到来	最直近の決算日	(左) 00 (右) 記入せず
7	個人業者が事業継承 又は法人成り (要件を満たす場合に限る)	未到来	(新)個人開業日 (開始決算日) 又は 法人設立日	(左) 02 (右) 記入せず
8	個人業者が事業継承 又は法人成り (要件を満たす場合に限る)	到来	最直近の決算日	(左) 02 (右) 記入せず
9	決算期変更	到来	最直近の決算日	(左) 02 (右) 記入せず ※変更の理由が他のコードに該当する場合を除く

様式第二十五号の十四 (第十九条の七、第二十条、第二十一条の二関係)

入札参加資格審査申請を行う場合は必ず総合評定値の請求を行うこと

(用紙A4)
20001

経営規模等評価申請書
経営規模等評価再審査申立書
総合評定値請求書

令和 6 年 7 月 1 日

不要のものを消す

建設業法第27条の26第2項の規定により、経営規模等評価の申請をします。
建設業法第27条の28の規定により、経営規模等評価の再審査の申立をします。
建設業法第27条の29第1項の規定により、総合評定値の請求をします。

この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

更新途中で有効期間を過ぎた方は受付印のある更新申請書の写しを提出

地方整備局長
北海道開発局長
福岡県知事 殿

現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可を受けた年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること

北九州市八幡西区則松3-7-1
(株)福岡県産業
代表取締役 福岡 志郎

ゴム印可

行政庁側記入欄	項番	請求年月日	土木事務所コード整理番号
申請年月日	01	令和 00 年 00 月 00 日	00-00000000

前年と同じならば記入しない

許可の番号	02	大臣コード	40	国土交通大臣	許可(一般)	03	第	001234	号	令和	03	年	04	月	30	日
-------	----	-------	----	--------	--------	----	---	--------	---	----	----	---	----	---	----	---

右詰めで記入し、左余白は“0”で埋める

更新の際は記入不要

前回の申請時の番号	03	大臣コード	00	国土交通大臣	許可(一般)	00	第	000000	号	令和	00	年	00	月	00	日
審査基準日	04	令和	06	年	03	月	31	日								

企業の単独決算の資本金額(出資総額)を記入(Yを単独決算で受審した場合は、「経営状況分析結果通知書」の「資本金」と同額)
(Yを連結で受審している場合は、別記様式15号の資本金の額)

資本金額又は出資総額	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	00	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	00	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	00	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	00	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	00	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	00	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	00	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	00	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	00	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	00	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	00	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	00	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	00	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45
------------	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

経営状況分析結果通知書の自己資本額を転記
千円単位で右詰めで記入する

項番 13 (1. 基準決算) 2. 2期平均

自己資本額 17,000 (千円)

利益額 (2期平均) 18,130 (千円) 利益額 (利払前税引前償却前利益) = 営業利益+減価償却実施額

1または2を選択

経営状況分析結果通知書の営業利益、減価償却実施額を転記

基準決算	(千円)	直前の審査基準日	(千円)
審査対象事業年度	5,000 (千円)	審査対象事業年度の前審査対象事業年度	0 (千円)
減価償却実施額	6,000 (千円)	減価償却実施額	0 (千円)

別紙二「技術職員名簿」に記載された技術職員の合計数

技術職員数 197 (人)

登録経営状況分析機関番号 20009999

経営状況分析を受けた機関の名称 (有) 甲乙分析

右詰めで記入し、左余白は”0”で埋める
番号は、経営状況分析結果通知書に記載された番号と一致すること (結果通知が未着の場合は登録状況分析機関に問い合わせること)

工事種別完成工事技術職員名簿について
その他の審査項目

経営規模等評価の再審査の申立を行う者については、次に記載すること。

(前審査対象事業年度が決算期変更等により按分計算となる場合)
○営業利益は、規則別記様式16の損益計算書の営業利益の額を記入。
○減価償却実施額は
・法人の場合、法人税申告書別表16(1) (旧定額法又は定額法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書) 及び(2) (旧定率法又は定率法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書) に記載の減価償却額の実施額の記入。
・個人の場合、確定申告にある減価償却費を記入
決算期変更及び法人成等の決算額が12カ月に満たない場合は按分計算する (余白に計算式を記入)。
※換算方法は完成工事高と同じ (P. 29～)。

審査結果の通知番号	令和 年 月 日
第 号	再審査を求める理由
再審査を求める事項	
再審査申し立てを行う場合のみ記入	

連絡先
所属等 総務課 氏名 福岡 治郎 電話番号 093-691-2791
ファックス番号 093-601-8845

この申請書を作成した者、その他申請内容に回答できる者について記入する

記載要領

1 「経営規模等評価申請書

経営規模等評価再審査申立書

総合評定値請求書」

「建設業法第27条の26第2項の規定により、経営規模等評価の申請をします。

建設業法第27条の28の規定により、経営規模等評価の再審査の申立てをします。

建設業法第27条の29第1項の規定により、総合評定値の請求をします。」

「地方整備局長

北海道開発局長、

「国土交通大臣

知事」

及び

「般

特」

については、不要のものを消すこと。

2 「申請者」の欄は、この申請書により経営規模等評価の申請、経営規模等評価の再審査の申立又は総合評定値の請求をしようとする建設業者(以下「申請者」という。)の他に申請書又は第19条の4第1項各号に掲げる添付書類を作成した者(財務書類を調製した者等を含む。以下同じ。)がある場合には、申請者に加え、その者の氏名も記載すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。

3 太線の枠内には記入しないこと。

4 □□□□ で表示された枠(以下「カラム」という。)に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。数字を記入する場合は、例えば □□12 のように右詰め、また、文字を記入する場合は、例えば 甲建設工業□□ のように左詰で記入すること。

5 02 「申請時の許可番号」の欄の 「大臣 知事」 コードのカラムには、申請時に許可を受けている行政庁について別

表(1)の分類に従い、該当するコードを記入すること。

「許可番号」及び「許可年月日」は例えば 001234 又は 01月01日 のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。

なお、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可を受けた年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。

6 03 「前回の申請時の許可番号」の欄は、前回の申請時の許可番号と申請時の許可番号が異なっている場合についてのみ記入すること。

7 04 「審査基準日」の欄は、審査の申請をしようとする日の直前の事業年度の終了の日(別表(2)の分類のいずれかに該当する場合で直前の事業年度の終了の日以外の日を審査基準日として定めるときは、その日)を記入し、例えば審査基準日が令和2年3月31日であれば 02年03月31日 のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラム「0」を記入すること。

8 05 「申請等の区分」の欄は、次の表の分類に従い、該当するコードを記入すること。

コード	申請等の種類
1	経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求
2	経営規模等評価の申請
3	総合評定値の請求
4	経営規模等評価の再審査の申立及び総合評定値の請求
5	経営規模等評価の再審査の申立

9 06 「処理の区分」の欄の左欄は、次の表の分類に従い、該当するコードを記入すること。

コード	処理の種類
00	12か月ごとに決算を完了した場合 (例)令和2年4月1日から令和3年3月31日までの事業年度について申請する場合
01	6か月ごとに決算を完了した場合 (例)令和2年10月1日から令和3年3月31日までの事業年度について申請する場合
02	商業登記法(昭和38年法律第125号)の規定に基づく組織変更の登記後最初の事業年度その他12か月に満たない期間で終了した事業年度について申請する場合 (例1)合名会社から株式会社への組織変更に伴い令和2年10月1日に当該組織変更の登記を行った場合で令和3年3月31日に終了した事業年度について申請するとき (例2)申請に係る事業年度の直前の事業年度が令和2年3月31日に終了した場合で事業年度の変更により令和2年12月31日に終了した事業年度について申請するとき
03	事業を継承しない会社の設立後最初の事業年度について申請する場合 (例1)令和2年10月1日に会社を新たに設立した場合で令和3年3月31日に終了した最初の事業年度について申請するとき
04	事業を継承しない会社の設立後最初の事業年度の終了の日より前の月に申請する場合 (例1)令和2年10月1日に会社を新たに設立した場合で最初の事業年度の終了の日(令和3年3月31日)より前日(令和2年11月1日)に申請するとき

また、「処理の区分」の右欄は、別表(2)の分類のいずれかに該当する場合は、同表の分類に従い、該当するコードを記入すること。

- 10 **07** 「資本金額又は出資総額」の欄は、申請者が法人の場合にのみ記入し、株式会社にあっては資本金額を、それ以外の法人にあっては出資総額を記入し、申請者が個人の場合には記入しないこと。

「法人番号」の欄は申請者が法人であって法人番号(行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第15項に規定する法人番号をいう。)の指定を受けたものである場合にのみ当該法人番号を記入すること。

- 11 **08** 「商号又は名称のフリガナ」の欄は、カタカナで記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えば **ギ** 又は **バ** のように1文字として扱うこと。なお、株式会社等法人の種類を表す文字についてはフリガナは記入しないこと。

- 12 **09** 「商号又は名称」の欄は法人の種類を表す文字については次の表の略語を用いて、記入すること。

(例)

(株)	甲	建	設	
乙	建	設	(有)	

種類	略語
株式会社	(株)
特例有限会社	(有)
合名会社	(名)
合資会社	(資)
合同会社	(合)
協同組合	(同)
協業組合	(業)
企業組合	(企)

- 13 **10** 「代表者又は個人の氏名のフリガナ」の欄は、カタカナで姓と名の間に1カラム空けて記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えば **ギ** 又は **バ** のように1文字として扱うこと。

- 14 **11** 「代表者又は個人の氏名」の欄は、申請者が法人の場合はその代表者の氏名を、個人の場合はその者の氏名を、それぞれ姓と名の間に1カラム空けて記入すること。

- 15 **12** 「主たる営業所の所在地市区町村コード」の欄は、都道府県の窓口備付けのコードブック(総務省編「全国地方公共団体コード」)により、主たる営業所の所在する市区町村の該当するコードを記入すること。

- 16 **13** 「主たる営業所の所在地」の欄には、15により記入した市区町村コードもよって表される市区町村に続く町名、街区符号及び住居番号等を、「丁目」、「番」及び「号」については-(ハイフン)を用いて、例えば **震が関**
2-1-13 のように記入すること。

- 17 **14** 「電話番号」の欄は、市外局番、局番及び番号をそれぞれ-(ハイフン)で区切り、例えば **03-52**
53-8111 のように記入すること。

- 18 **15** 「許可を受けている建設業」の欄は、申請時に許可を受けている建設業が一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を次の表の()内に示された略語のカラムに記入すること。

土木工事業(土)	鋼構造物工事業(鋼)	熱絶縁工事業(絶)
建築工事業(建)	鉄筋工事業(鉄)	電気通信工事業(通)
大工工事業(大)	舗装工事業(舗)	造園工事業(園)
左官工事業(左)	しゅんせつ工事業(しゅ)	さく井工事業(井)
とび・土工事業(と)	板金工事業(板)	建具工事業(具)
石工事業(石)	ガラス工事業(ガ)	水道施設工事業(水)
屋根工事業(屋)	塗装工事業(塗)	消防施設工事業(消)
電気工事業(電)	防水工事業(防)	清掃施設工事業(清)
管工事業(管)	内装仕上工事業(内)	解体工事業(解)
タイル・れんが・ブロック工事業(タ)	機械器具設置工事業(機)	

- 19 **16** 「経営規模等評価等対象建設業」の欄は、経営規模等評価等を申請する建設業(総合評定値の請求のみを行う場合にあっては、経営規模等評価の結果の通知を受けた建設業)について18の表の()内に示された略号のカラムに「9」と記入すること。

- 20 **17** 「自己資本額」の欄は、審査基準日の決算(以下「基準決算」という。)における自己資本の額又は基準決算及び前回の申請時における審査基準日(以下「直前の基準日」という。)の決算における自己資本の額の平均の額(以下「平均自己資本額」という。)を記入し、「審査対象」のカラムに「1」又は「2」を記入すること。また、平均自己資本額を記入した場合は、表内のカラムに基準決算における自己資本の額及び直前の審査基準日の決算における自己資本の額をそれぞれ記入すること。

記入すべき金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示すること。

ただし、会社法(平成17年法律第86号)第2条第6号に規定する大会社にあっては、百万円未満の端数を切り捨てて表示することができる。ただし、「自己資本額」の欄に平均自己資本額を記入するときは、平均自己資本額を計算する際に生じる百万円未満の端数については切り捨てずにそのまま記入すること。カラムに数字を記入するに当たっては、単位は千円とし例えば **1,234,000** のように百万円未満の単位に該当するカラムに「0」を記入すること。

- 21 **18** 「利益額(2期平均)」の欄は、審査対象事業年度における利益額及び審査対象事業年度の前審査対象事業年度の利益額の平均の額を記入すること。また、表内のカラムに審査対象事業年度及び審査対象事業年度の前審査対象事業年度における営業利益の額及び減価償却実施額をそれぞれ記入すること。

記入すべき金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示すること。

ただし、会社法第2条第6号に規定する大会社にあっては、百万円未満の端数を切り捨てて表示することができる。ただし、「利益額(2期平均)」を計算する際に生じる百万円未満の端数については切り捨てずにそのまま記入すること。

- 22 「技術職員数」の欄は、別紙二で記入した技術職員の人数の合計を記入すること。
- 23 「登録経営状況分析機関番号」の欄は、経営状況分析を受けた登録経営状況分析機関の登録番号を記入し、例えば のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。
- 24 「連絡先」の欄は、この申請書又は添付書類を作成した者その他この申請の内容に係る質問等に応答できる者の氏名、電話番号を記載すること。

別表（1）

00	国土交通大臣	12	千葉県知事	24	三重県知事	36	徳島県知事
01	北海道知事	13	東京都知事	25	滋賀県知事	37	香川県知事
02	青森県知事	14	神奈川県知事	26	京都府知事	38	愛媛県知事
03	岩手県知事	15	新潟県知事	27	大阪府知事	39	高知県知事
04	宮城県知事	16	富山県知事	28	兵庫県知事	40	福岡県知事
05	秋田県知事	17	石川県知事	29	奈良県知事	41	佐賀県知事
06	山形県知事	18	福井県知事	30	和歌山県知事	42	長崎県知事
07	福島県知事	19	山梨県知事	31	鳥取県知事	43	熊本県知事
08	茨城県知事	20	長野県知事	32	島根県知事	44	大分県知事
09	栃木県知事	21	岐阜県知事	33	岡山県知事	45	宮崎県知事
10	群馬県知事	22	静岡県知事	34	広島県知事	46	鹿児島県知事
11	埼玉県知事	23	愛知県知事	35	山口県知事	47	沖縄県知事

別表（2）

コード	処 理 の 種 類
10	申請者について会社の合併が行われた場合で合併後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき
11	申請者について会社の合併が行われた場合で合併期日又は合併登記の日を審査基準日として申請するとき
12	申請者について建設業に係る事業の譲渡が行われた場合で譲渡後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき
13	申請者について建設業に係る事業の譲渡が行われた場合で譲受人である法人の設立登記日又は事業の譲渡により新たな経営実態が備わったと認められる日を審査基準日として申請するとき
14	申請者について会社更生手続開始の申立て、民事再生手続開始の申立て又は特定調停手続開始の申立てが行われた場合で会社更生手続開始決定日、会社更生計画認可日、会社更生手続開始決定日から会社更生計画認可日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日、民事再生手続開始決定日、民事再生手続開始決定日から民事再生計画認可日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日又は特定調停手続開始申立日から調停条項受諾日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日を審査基準日として申請するとき
15	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、外国建設業者の属する企業集団に属するものとして認定を受けて申請する場合
16	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、その属する企業集団を構成する建設業者の相互の機能分担が相当程度なされているものとして認定を受けて申請する場合
17	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、建設業者である子会社の発行済株式の全てを保有する親会社と当該子会社からなる企業集団に属するものとして認定を受けて申請する場合
18	申請者について会社分割が行われた場合で分割後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき
19	申請者について会社分割が行われた場合で分割期日又は分割登記の日を審査基準日として申請するとき
20	申請者について事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度の終了の日より前の日に申請する場合
21	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、一定の企業集団に属する建設業者（連結子会社）として認定を受けて申請する場合
22	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、その外国にある子会社について認定を受けて申請する場合

市区町村コード表（令和5年3月1日現在）

※合併により市町村名等が変わった場合は、「福岡県 市区町村コード」でネット検索して確認してください。確認した市町村コードが6桁の場合、左5桁を使用してください。

	市区町村名	コード番号	市区町村名
40101	北九州市門司区	40341	糟屋郡宇美町
40103	北九州市若松区	40342	糟屋郡篠栗町
40105	北九州市戸畑区	40343	糟屋郡志免町
40106	北九州市小倉北区	40344	糟屋郡須恵町
40107	北九州市小倉南区	40345	糟屋郡新宮町
40108	北九州市八幡東区	40348	糟屋郡久山町
40109	北九州市八幡西区	40349	糟屋郡粕屋町
40131	福岡市東区	40381	遠賀郡芦屋町
40132	福岡市博多区	40382	遠賀郡水巻町
40133	福岡市中央区	40383	遠賀郡岡垣町
40134	福岡市南区	40384	遠賀郡遠賀町
40135	福岡市西区	40401	鞍手郡小竹町
40136	福岡市城南区	40402	鞍手郡鞍手町
40137	福岡市早良区	40421	嘉穂郡桂川町
40202	大牟田市	40447	朝倉郡筑前町
40203	久留米市	40448	朝倉郡東峰村
40204	直方市	40503	三井郡大刀洗町
40205	飯塚市	40522	三潞郡大木町
40206	田川市	40544	八女郡広川町
40207	柳川市	40601	田川郡香春町
40210	八女市	40602	田川郡添田町
40211	筑後市	40604	田川郡糸田町
40212	大川市	40605	田川郡川崎町
40213	行橋市	40608	田川郡大任町
40214	豊前市	40609	田川郡赤村
40215	中間市	40610	田川郡福智町
40216	小郡市	40621	京都郡苅田町
40217	筑紫野市	40625	京都郡みやこ町
40218	春日市	40642	築上郡吉富町
40219	大野城市	40646	築上郡上毛町
40220	宗像市	40647	築上郡築上町
40221	太宰府市		
40223	古賀市		
40224	福津市		
40225	うきは市		
40226	宮若市		
40227	嘉麻市		
40228	朝倉市		
40229	みやま市		
40230	糸島市		
40231	那珂川市		

3. 工事種類別完成工事高 工事種類別元請完成工事高（20002帳票）

次のアからコまでの事項に留意しながら、記載例を参考にして作成してください。

ア 申請する建設業ごとに、審査基準日からさかのぼって24か月又は36か月になるまでの各事業年度について記載します。元請完成工事高の欄には、左欄の完成工事高のうち元請完成工事高の額を記載します。（事業年度の変更、合併、営業譲渡等があった場合の記載方法は「工事種類別完成工事高・工事種類別元請完成工事高」（20002帳票）の各種事例（P.34～）を参考にしてください。）

イ 消費税分を抜いた額で記載します。

ウ 一つの請負契約に係る建設工事の完成工事高を二つ以上の工事の種類に分割又は重複計上することはできません。

エ 申請する建設工事が「土木一式工事」である場合はその内訳として「プレストレストコンクリート構造物工事」を、「とび・土工・コンクリート工事」である場合はその内訳として「法面処理工事」を、「鋼構造物工事」である場合はその内訳として「鋼橋上部工事」をそれぞれ必ず記入してください。

オ 契約後VEに係る建築一式工事の完成工事高については、契約後VEによる減額変更前の契約額で記入できます。

カ 土木一式工事業又は建設一式工事業（以下「一式工事業」といいます。）を申請する場合には、許可を受けている建設業のうち一式工事業以外の建設業の年間完成工事高を、一式工事業とは別に申請する場合を除き、その内容に応じて、いずれかの一式工事業の年間完成工事高に含めることができます。

その場合には工事種類別完成工事高付表を記載して添付してください。

（工事種類別完成工事高付表の記載方法はP.31参照）

<一式工事に含めることができる専門工事（標準）>

一式工事	土木一式	←	とび土工、石、舗装、しゅんせつ、水道施設、鋼構造物、解体（注：鋼構造物については、土木に関する工事のみに限られる。）
	建築一式	←	大工、左官、屋根、タイル、板金、ガラス、防水、内装、熱絶縁、建具、鋼構造物、鉄筋、塗装

注意：矢印の方向に向かってのみ振替ができます。右の枠内での振替はできません。

キ その他工事の欄には許可を受けた建設業で今回申請しないもの及び許可を受けていない軽微な工事の完成工事高の合計額を記載してください。

ク 本帳票が2枚以上になる場合は、項番31の「事業年度」は1枚目のみに記入し、項番33「その他の工事」及び項番34「合計」については最終用紙に記入してください。

- ケ 出資している共同企業体の完成工事高はその出資比率に応じて、加算することもできます。
- コ 外国子会社の経営実績を追加したい場合は、別途、国土交通省への申請が必要となります。

注 意

完成工事高に兼業売上高を含めることはできません。もし、兼業を有する法人にあつて確定申告書に添付した損益計算書に完成工事高と兼業事業売上高とが明確に区分されていない場合は、次のいずれかの方法により完成工事高を証明してください。

- ① 有価証券報告書に完成工事高が記載されている場合は、その提示
- ② 株主総会に提出された営業（事業）報告書に完成工事高が記載されている場合には、その提示
- ③ 株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第2条及び定款の定めによって会計監査人を置いている会社において会計監査人の報告書に完成工事高が記載されている場合は、その提示
- ④ 工事経歴書（許可申請書、決算変更届に添付されているもの）にその年度の工事及び完成工事高の全ての金額が記載されている場合はその提示
- ⑤ 完成工事高が確認できる個々の請負契約書等の提示

* 前年度以前に付表を用いて一式工事として計上した専門工事の実績は、翌年度以降改めて専門工事の実績として計上し直すことは出来ません。

工事種類別完成工事高付表

申請者 (株)福岡県産業

(許可番号 第 1 2 3 4 号)

審査対象建設業	完成工事高
土木一式工事	(単位:千円)
	土木一式 120,000
<p><要注意> 業種間の振替(P.29、カ参照)を行った業種については、経営事項審査を受審することはできません。 ※記載例の場合、舗装・水道工事業は受審不可となります。</p>	舗装 20,000
	水道 10,000
	合計 150,000
	うち、 元請完成工事高
	土木一式 60,000
	舗装 10,000
	水道 10,000
	合計 80,000

注) 申請者のうち次の申し出をしようとする者については、その申し出の額をそのまま審査対象建設業ごとに記載すること。

審査対象建設業が土木一式工事又は建築一式工事である場合において、許可を受けている建設業のうち土木一式、建築一式工事以外の建設業(審査対象業種を除く)の完成工事高を、その内容に応じて当該一式工事のいずれかに含めて申請しようとする者。

工事種別別完成工事高
工事種別別元請完成工事高

2枚以上にわたる場合、
2枚目以降の用紙には記
入しない

項番 1	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 前々審査対象事業年度	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 前々審査対象事業年度	審査対象事業年度 自 03年04月 至 05年03月	審査対象事業年度 自 05年04月 至 06年03月	計算基準の区分 19 (1. 2年平均 2. 3年平均)
年及び月を2桁 づつ続けて記 入する	4年 4月 ~ 5年 3月	3年 4月 ~ 4年 3月	1または2を選択		
業種 コード 2010	完成工事高(千円) 6 140000	元請完成工事高(千円) 16 70000	完成工事高(千円) 26 150000	元請完成工事高(千円) 36 80000	
工事の種類 土木一式工事	完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 前々審査対象事業年度 80,000 200,000	元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 前々審査対象事業年度 20,000 120,000	2年平均を選択した場合は、「前々審査対象年度」欄は記載不要。		
業種 コード 2011	完成工事高(千円) 6 00000	元請完成工事高(千円) 16 00000	完成工事高(千円) 26 40000	元請完成工事高(千円) 36 10000	
工事の種類 プレストレスト コンクリート工事	完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 前々審査対象事業年度 0 0	元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 前々審査対象事業年度 0 0			
業種 コード 32050	完成工事高(千円) 6 65000	元請完成工事高(千円) 16 30000	完成工事高(千円) 26 80000	元請完成工事高(千円) 36 70000	
工事の種類 とび・土工・ コンクリート工事	完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 前々審査対象事業年度 70,000 60,000	元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 前々審査対象事業年度 25,000 35,000			
業種 コード 32051	完成工事高(千円) 6 00000	元請完成工事高(千円) 16 00000	完成工事高(千円) 26 00000	元請完成工事高(千円) 36 00000	
工事の種類 解体工事 法面処理工事	完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 前々審査対象事業年度 0 0	元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 前々審査対象事業年度 0 0	審査対象許可業種 の工事高が「0」 でも必ず0を記入 すること		
業種 コード 33	完成工事高(千円) 3 00000	元請完成工事高(千円) 13 00000	完成工事高(千円) 23 00000	元請完成工事高(千円) 33 00000	
工事の種類 その他	完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 前々審査対象事業年度 0 0	元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 前々審査対象事業年度 0 0			
業種 コード 34	完成工事高(千円) 3 205000	元請完成工事高(千円) 13 100000	完成工事高(千円) 23 230000	元請完成工事高(千円) 33 150000	
工事の種類 合計	完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 前々審査対象事業年度 205,000 205,000	元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 前々審査対象事業年度 100,000 100,000			
契約後VEに係る完成工事高の評価の特例 (1. 有 2. 無)					

記入要領の
コード表より
記入する (以
下同じ)

審査対象の許
可業種を記入
すること

解体工事は含ま
ない

【項目33】その他・【項目34】合計は、この様式を2枚以上使用する場合、
この様式の最終ページに記入する。

【契約後VEに係る完成工事高の評価の特例の有無を
記入する】 (2枚目以降も記入すること)

記載要領

- 1 で表示された枠(以下「カラム」という。)に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように数字を記入すること。例えば のように右詰めで記入すること。
- 2 「審査対象事業年度」の欄は、次の例により記入すること。
 - (1) 12か月ごとに決算を完了した場合
(例) 令和2年4月1日から令和3年3月31日までの事業年度について申請する場合
自 令和2年04月 ~ 至令和3年03月
 - (2) 6か月ごとに決算を完了した場合
(例) 令和2年10月1日から令和3年3月31日までの事業年度について申請する場合
自 令和2年04月 ~ 至令和3年03月
 - (3) 商業登記法(昭和38年法律第125号)の規定に基づく組織変更の登記後最初の事業年度その他12か月に満たない期間で終了した事業年度について申請する場合。
(例1) 合名会社から株式会社への組織変更に伴い令和2年10月1日に当該組織変更の登記を行った場合で令和3年3月31日に終了した事業年度について申請するとき 自 令和02年04月 ~ 至 令和03年03月
(例2) 申請に係る事業年度の直前の事業年度が令和2年3月31日に終了した場合で事業年度の変更により令和2年12月31日に終了した事業年度について申請するとき 自 令和02年01月 ~ 至令和02年12月
 - (4) 事業を継承しない会社の設立後最初の事業年度について申請する場合
(例) 令和2年10月1日に会社を新たに設立した場合で令和3年3月31日に終了した最初の事業年度について申請するとき 自 令和2年10月 ~ 至 令和3年03月
 - (5) 事業を継承しない会社の設立後最初の事業年度の終了の日より前の日に申請する場合
(例) 令和2年10月1日に会社を新たに設立した場合で最初の事業年度の終了の日(令和3年3月31日)より前の日(令和2年11月1日)に申請するとき 自 令和02年10月 ~ 至 令和00年00月
- 3 「審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は前審査対象事業年度及び前々審査対象事業年度」の欄は、「審査対象事業年度」の欄に記入した期間の直前の審査対象事業年度の期間を2の例により記入すること。
ただし、審査対象事業年度及び審査対象事業年度の直前2年の審査対象事業年度の完成工事高及び元請完成工事高について申請する場合にあっては、直前2年の各審査対象事業年度の期間を2の例により記入し、下欄に直前2年の各審査対象事業年度の期間をそれぞれ記入すること。
- 4 「業種コード」の欄は、次のコード表により該当する工事の種類に応じ、該当するコードをカラムに記入すること。

なお、「土木一式工事」について記入した場合においてはその次の「業種コード」の欄は「プレストレストコンクリート構造物工事」のコード「011」を記入し、「完成工事高」の欄には「土木一式工事」の完成工事高のうち「プレストレストコンクリート構造物工事」に係るものを記入することとし、当該工事に係る実績がない場合においてはカラムに「0」を記入すること。また、「元請完成工事高」の欄には「土木一式工事」の元請完成工事高のうち「プレストレストコンクリート構造物工事」に係るものを記入することとし、当該工事に係る実績がない場合においてはカラムに「0」を記入すること。同様に、「とび・土工・コンクリート工事」に記入した場合においては「業種コード」の欄に「法面処理工事」のコード「051」を記入し、「鋼構造物工事」に記入した場合においては「業種コード」の欄に「鋼橋上部工事」のコード「111」を記入し、それぞれの工事に係る完成工事高及び元請完成工事高を記入すること。「完成工事高」の欄は、 で記入した各審査対象事業年度ごとに完成工事高を記入すること。また、「元請完成工事高」の欄においても同様に、各審査対象事業年度ごとに元請完成工事高を記入すること。

ただし、審査対象事業年度及び審査対象事業年度の直前2年の審査対象事業年度について申請する場合にあっては、完成工事高においては審査対象事業年度の直前2年の各審査対象事業年度の完成工事高の合計を2で除した数値を記入し、「完成工事高計算表」に直前2年の審査対象事業年度ごとに完成工事高を記載すること。同様に、元請完成工事高においても審査対象事業年度の直前2年の各審査対象事業年度の元請完成工事高の合計を2で除した数値を記入し、「元請完成工事高計算表」に直前2年の審査対象事業年度ごとに元請完成工事高を記載すること。

コード	建設業の種類	コード	建設業の種類	コード	建設業の種類
010	土木一式工事	100	タイル・れんが・ブロック工	200	機械器具設置工事
011	プレストレストコンクリート構造物工事	110	鋼構造物工事	210	熱絶縁工事
020	建築一式工事	111	鋼橋上部工事	220	電気通信工事
030	大工工事	120	鉄筋工事	230	造園工事
040	左官工事	130	舗装工事	240	さく井工事
050	とび・土工・コンクリート工事	140	しゅんせつ工事	250	建具工事
051	法面処理工事	150	板金工事	260	水道施設工事
060	石工事	160	ガラス工事	270	消防施設工事
070	屋根工事	170	塗装工事	280	清掃施設工事
080	電気工事	180	防水工事	290	解体工事
090	管工事	190	内装仕上工事		

- 5 「その他工事」の欄は、審査対象建設業以外の建設業に係る建設工事の完成工事高及び元請完成工事高をそれぞれ記入すること。
- 6 「合計」の欄は、完成工事高においては、 及び に記入した完成工事高の合計を記入すること。同様に、元請完成工事高においては、元請完成工事高の合計を記入すること。
- 7 この表は審査対象建設業に係る4のコード表中の工事の種類4つごとに作成すること。この場合、「その他工事」及び「合計」は最後の用紙のみに記入すること。また、用紙ごとに、契約後VE(施工段階で施工方法等の技術提案を受け付ける方式をいう。以下同じ。)に係る工事の完成工事高について、契約後VEによる縮減変更前の契約額で評価をする特例の利用の有無について記入すること。
- 8 記入すべき金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示すること。

ただし、会社法(平成17年法律第86号)第2条第6号に規定する大会社にあっては、百万円未満の端数を切り捨てて表示することができる。この場合、カラムに数字を記入するに当たっては、例えば のように、百万円未満の単位に該当するカラムに「0」を記入すること。

工事種別別完成工事高（20002 帳票）の各種事例

(1) 決算期間が12か月の場合

例 3月決算の場合（直前2年の平均完成工事高を選択）

基準決算の前期	29年4月～30年3月	完成工事高……	1,500,000千円
		元請完成工事高……	900,000千円
基準決算	30年4月～31年3月	完成工事高……	1,600,000千円
		元請完成工事高……	800,000千円

工事種別別完成工事高
工事種別別元請完成工事高

項番 31	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度又は 前審査対象事業年度及び 前々審査対象事業年度 自 29年04月 至 30年03月 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	審査対象事業年度 自 30年04月 至 31年03月	計算基準の区分 1 (1.2年平均) 2 (2.3年平均)
業種コード 32010	完成工事高(千円) 1500000	元請完成工事高(千円) 900000	完成工事高(千円) 1600000
工事の種類 土木一式 工事	完成工事高計算表	元請完成工事高計算表	元請完成工事高(千円) 800000

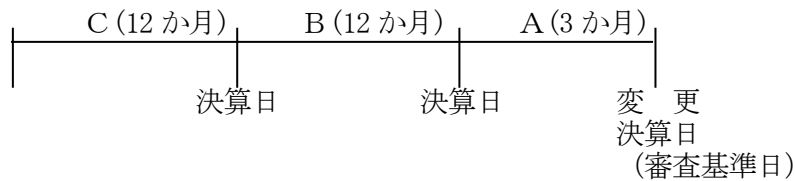
(3) 決算期変更及び法人成り（審査基準日：法人設立日）の場合

例 直前2年の平均完成工事高を選択した場合、決算期間が12か月で、12月決算から3月決算に変更し（あるいは3月に法人設立）、直近の営業年度が12か月に満たない場合

C 直近の営業年度の前々期 29年1月～29年12月（12か月）完成工事高……1,500,000千円
元請完成工事高…… 600,000千円

B 直近の営業年度の前期 30年1月～30年12月（12か月）完成工事高……1,800,000千円
元請完成工事高…… 300,000千円

A 直近の営業年度 31年1月～31年3月（3か月）完成工事高…… 500,000千円
元請完成工事高…… 120,000千円



(算式)

$$\begin{aligned}
 \text{2年の完成工事高} &= \text{Aの完成工事高} + \left[\text{Bの完成工事高} \times \frac{12\text{か月} - \text{Aの月数}}{12\text{か月}} \right] \\
 &\quad \text{(a) 審査対象事業年度} \\
 &+ \left[\text{Bの完成工事高} \times \frac{\text{Aの月数}}{12\text{か月}} \right] + \left[\text{Cの完成工事高} \times \frac{12\text{か月} - \text{Aの月数}}{12\text{か月}} \right] \\
 &\quad \text{(b) 前審査対象事業年度}
 \end{aligned}$$

注 上記算式によって算定された2年の完成工事高のうち (a) の額を (審査対象事業年度) の欄に、(b) の額を (審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は前々審査対象事業年度) の欄に、それぞれ記入することとなります。
「法人成り」した日が月の中途の場合、1月未満の期間については、これを切り上げ、法人成り後の期間に含める。(例：4月5日に法人成りした場合、5月1日に法人成りしたものとみなして工事高を計算する。)

項番 31	審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は前審査対象事業年度及び前々審査対象事業年度 自 29年04月 至 30年03月										審査対象事業年度 自 30年04月 至 31年03月										計算基準の区分 1 (1.2年平均) 2.3年平均 3 4	
	審査対象事業年度の前審査対象事業年度 年 月～ 年 月					審査対象事業年度の前々審査対象事業年度 年 月～ 年 月																
業種コード 32010	完成工事高(千円) 1575000					元請完成工事高(千円) 525000					完成工事高(千円) 185000					元請完成工事高(千円) 225000						
工事の種類 土木一式工事	完成工事高計算表					元請完成工事高計算表					500,000 + 1,800,000 × 9 / 12					120,000 + 300,000 × 9 / 12						
	審査対象事業年度の前審査対象事業年度 1,800,000 × 3 / 12 + 1,500,000 × 9 / 12					審査対象事業年度の前審査対象事業年度 300,000 × 3 / 12 + 600,000 × 9 / 12																

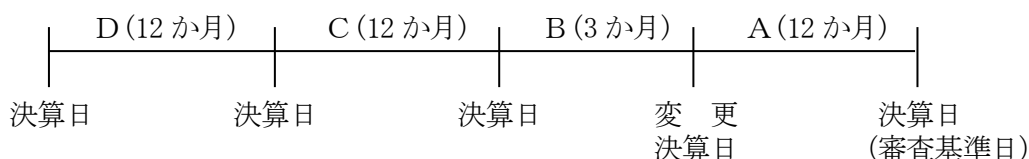
例 直前3年の平均完成工事高を選択した場合、決算期間が12か月で、12月決算から3月決算に変更し（あるいは3月に法人設立）、直近の事業年度の前期の決算が12か月に満たない場合

D 直近の事業年度の前々々期 28年1月～28年12月（12か月）完成工事高……2,100,000千円
元請完成工事 1,200,000千円

C 直近の事業年度の前々期 29年1月～29年12月（12か月）完成工事高……1,500,000千円
元請完成工事高 600,000千円

B 直近の事業年度の前期 30年1月～30年3月（3か月）完成工事高…… 400,000千円
元請完成工事高 300,000千円

A 直近の事業年度 30年4月～31年3月（12か月）完成工事高……1,800,000千円
元請完成工事高 900,000千円



(算式)

$$\begin{aligned}
 \text{3年の完成工事高} &= \text{Aの完成工事高} + \left[\text{Bの完成工事高} + \left[\text{Cの完成工事高} \times \frac{12\text{か月}-\text{Bの月数}}{12\text{か月}} \right] \right] \\
 &+ \left[\text{Cの完成工事高} \times \frac{\text{Bの月数}}{12\text{か月}} \right] + \left[\text{Dの完成工事高} \times \frac{12\text{か月}-\text{Bの月数}}{12\text{か月}} \right]
 \end{aligned}$$

(a) 審査対象事業年度 (b) 前審査対象事業年度 (c) 前々審査対象事業年度

注・上記算式によって算定された3年の完成工事高のうち(a)の完成工事高を（審査対象事業年度）の欄に、(b)と(c)の和を2で除した数値を（審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は前々審査対象事業年度）の欄に、それぞれ記入することとなります。

項番 3 1	審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は前審査対象事業年度及び前々審査対象事業年度 自 2 8 年 0 4 月 至 3 0 年 0 3 月										審査対象事業年度 自 3 0 年 0 4 月 至 3 1 年 0 3 月					計算基準の区分 2 (1.2年平均) 2.3年平均				
	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 29年4月～30年3月					審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 28年4月～29年3月														
業種コード 3 2 0 1 0	完成工事高(千円) 1 7 3 7 5 0 0					元請完成工事高(千円) 9 0 0 0 0 0					完成工事高(千円) 1 8 0 0 0 0 0					元請完成工事高(千円) 9 0 0 0 0 0				
工事の種類 土木一式工事	完成工事高計算表					元請完成工事高計算表														
	審査対象事業年度の前審査対象事業年度 4,000,000 +1,500,000×9/12 1,500,000×3/12 +2,100,000×9/12					審査対象事業年度の前審査対象事業年度 300,000 +600,000×9/12 600,000×3/12 +1,200,000×9/12														

(4) 組織変更の場合

審査基準日からさかのぼって2年以内又は3年以内に、営業の同一性を失うことなく、組織変更を行った沿革を有する方は、当該変更にかかわらず、変更前及び変更後を通じた審査基準日前2年の各営業年度における完成工事高を通算します。

* 有限会社から株式会社へ組織変更を行った場合等がこれに該当します。

例 平成30年1月に組織変更（直前2年の平均完成工事高を選択）

組織変更前	基準決算の前々期	29年4月～30年3月	完成工事高……	1,500,000千円
			元請完成工事高	700,000千円
	基準決算の前期	30年4月～30年12月	完成工事高……	1,200,000千円
			元請完成工事高	900,000千円
組織変更後	基準決算	31年1月～31年3月	完成工事高……	400,000千円
			元請完成工事高	200,000千円

審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は 前審査対象事業年度及び前々審査対象事業年度 項番 3 1 自 2 9 年 0 4 月 至 3 0 年 0 3 月 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度		審査対象事業年度 計算基準の区分 自 3 0 年 0 4 月 至 3 1 年 0 3 月 1 (1.2年平均) 2.3年平均	
業種コード 3 2 0 1 0	完成工事高(千円) 1 5 0 0 0 0 0 0	元請完成工事高(千円) 7 0 0 0 0 0 0 0	元請完成工事高(千円) 1 1 0 0 0 0 0 0
工事の種類 土木一式工事	完成工事高計算表	元請完成工事高計算表	(1,200,000+400,000) (900,000+200,000)

(5) 申請日現在に決算日が到来していない場合

新規に建設業の許可を受けた方で、申請日現在に決算日が到来していない方については、31項番は審査基準日以前24か月間の決算の欄にはすべて0と記入し、基準決算の欄の自の欄は会社設立の年月を記入し、至の欄はすべて0と記入します。

例 会社が平成31年4月に設立され、最初の決算が令和2年3月の場合。

審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は 前審査対象事業年度及び前々審査対象事業年度 項番 3 1 自 0 0 年 0 0 月 至 0 0 年 0 0 月 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度		審査対象事業年度 計算基準の区分 自 3 1 年 0 4 月 至 0 0 年 0 0 月 1 (1.2年平均) 2.3年平均	
業種コード 3 2 0 1 0	完成工事高(千円) 0 0 0 0 0 0 0 0	元請完成工事高(千円) 0 0 0 0 0 0 0 0	元請完成工事高(千円) 0 0 0 0 0 0 0 0
工事の種類 土木一式工事	完成工事高計算表	元請完成工事高計算表	

4. 技術職員名簿（20005帳票）

技術職員名簿（別紙2）には、審査基準日時点で6ヶ月超雇用している技術者について記載します。

次のアからオまでの事項に留意しながら、記載例を参考にして作成してください。

ア 技術職員が保有する資格について、別添のコード表（P. 42～）の分類に従い、該当するコードを記入してください。

イ 技術者として申請できる業種は、1人につき2業種までです。この2業種とは、1つの資格から2業種選択しても、2資格から1業種ずつ選択してもどちらでも構いません。

なお、同一業種で2つの資格を選択することは出来ません。

例：○土木施工管理技士で土木一式、とび・土工を申請する場合

業種コード → 土木一式、とび・土工をそれぞれ記入

有資格区分コード → 土木施工管理技士を2か所に記入

○土木施工管理技士と建築施工管理技士記入でそれぞれ土木一式、建築一式を申請する場合

業種コード → 土木一式、建築一式をそれぞれ記入

有資格区分コード → 業種コードに対応する資格をそれぞれ記入

ウ 有資格区分コードの欄に、実務経験等により認められる資格である001, 002, 003, 004, 099のコード欄を記入した場合は、同じ段の実務経験者担当業種コードの欄に、その者の担当業種コードを記入してください（業種コードは「技術職員名簿(20005帳票)」の記載要領6（P. 41）に示されたコードと同じです）。なお、この場合の業種数は技術職員1人につき2種類までです。

エ 講習受講者の欄には、申請する業種について審査基準日の時点で次の①～③の要件を全て満たす場合に「1」を、それ以外の場合は「2」を記載することになります。

① 一級国家資格者であること。

② 監理技術者資格者証の交付を受けていること。

③ 国土交通省により登録された登録講習を行う登録講習実施機関（法26条の4から6の規定）による講習の受講日が、その属する年の翌年の1月1日から5年を経過していないこと。

オ 監理技術者資格者証の交付を受けており、かつ講習を受講している者は、資格者証交付番号の欄に、その交付番号を記入してください。この場合、有効期間に注意してください。

技術職員名簿

新規掲載者は審査基準日時時点で、6カ月と1日以上の雇用関係が必要。

頁

項番 3 5
数 8 1 0 0 1 頁

P.42~参照

通番	新規掲載者	氏名	生年月日	審査基準日現在の満年齢	業種コード	有資格区分コード	講習受講	業種コード	有資格区分コード	講習受講	監理技術者資格者証交付番号	CPD単位取得数		
1		福岡 志郎	S35 年 1 月 1 日	57	8 2 0 1	1 4 1	2	0 8	1 4 1	2		0		
2		福岡 吾郎	○審査基準日現在の満年齢 → 誕生日の前日で、満年齢があがる。 審査基準日が35歳の誕生日 ……35歳 審査基準日の翌日が35歳の誕生日 ……35歳 審査基準日の翌々日が35歳の誕生日 ……34歳									0		
3		福岡 三郎											1012345	0
4		建築 太郎												0
5		建築 一郎												4
6	○	建築 花子				H10 年 12 月 24 日	26	8 2 0 1	0 0 2	2				
7	○	建築 次郎	H8 年 3 月 1 日	28	8 2 0 1	2 1 4	2					19		
8					8 2									
9					8 2									
10														
11														
12			年 月 日											
13			年 月 日											
14			年 月 日											
別表第十八(第二の四の10関係)					8 2									
公益社団法人空気調和・衛生工学会 50					8									
一般財団法人建設業振興基金 12					8									
一般社団法人建設コンサルタンツ協会 50					8									
一般社団法人交通工学研究会 50					8									
公益社団法人地盤工学会 50					8									
公益社団法人森林・自然環境技術教育研究センター 20					8									
公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会 50					8									
一般社団法人全国測量設計業協会連合会 20					8									
一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会 20					8									
一般社団法人全日本建設技術協会 25					8									
土質・地質技術者生涯学習協議会 50					8									
公益社団法人土木学会 50					8									
一般社団法人日本環境アセスメント協会 50					8									
公益社団法人日本技術士会 50					8									
公益社団法人日本建築士会連合会 12					8									
公益社団法人日本造園学会 50					8									
公益社団法人日本都市計画学会 50					8									
公益社団法人農業農村工学会 50					8									
一般社団法人日本建築士事務所協会連合会 12					8									
公益社団法人日本建築家協会 12					8									
一般社団法人日本建設業連合会 12					8 2									
一般社団法人日本建築学会 12					8 2									
一般社団法人建築設備技術者協会 12					8 2									
一般社団法人電気設備学会 12					8 2									
一般社団法人日本設備設計事務所協会連合会 12					8 2									
公益社団法人建築技術教育普及センター 12					8 2									
一般社団法人日本建築構造技術者協会 12					8 2									
28			年 月 日		8 2									
29			年 月 日		8 2									
30			年 月 日		8 2									

○審査基準日現在の満年齢
 → 誕生日の前日で、満年齢があがる。

 審査基準日が35歳の誕生日 ……35歳
 審査基準日の翌日が35歳の誕生日 ……35歳
 審査基準日の翌々日が35歳の誕生日 ……34歳

監理技術者資格者証を受けており、かつ講習を受講した者について記入する

「業種コード」 P.41
 経営事項審査を受審する業種から選択すること。

「有資格区分コード」 P.42~44
 例年、記載誤りが多く、内容確認に時間を要しています。
 ※R5年7月から、コード表が変更されています。

技術職員1人につき2業種のみ申請可
 ! 経営事項審査対象業種のみ記載できます
 (2業種の考え方)
 ・1資格から2業種選択でもOK
 例: 土木施工管理技士→土木・とび
 この場合、同じ有資格区分コードを2箇所に記入
 ・2資格から1業種ずつ選択でもOK
 例: 土木施工管理技士・建築施工管理技士→土木・建築
 ※同一業種で2資格を選択することは不可

審査基準日から1年以内に取得したCPDに係る証明書類を添付できる者について、1人30単位を上限に記入できる。
 ※証明書類は、審査基準日時時点の単位数が分かるよう、認定機関に発行を依頼すること。

【算出方法】
 CPD単位数は、CPD認定団体ごとに審査基準日以前1年間に取得したCPD単位数を告示別表第18(左記)に掲げる認定団体毎の数値で除し、30を乗じた数値となります。
 ※小数点以下切り捨て
 ※各技術者のCPD単位の上限は30
 ※複数のCPD認定団体より単位を修得している場合、いずれか1つのCPD認定団体の単位をもとに算出

 (例) 建築次郎
 (一社) 全国土木施工管理技士会連合会から13単位修得
 $13 \div 20 \times 30 = 19.5$
 → 小数点切り捨てのため19単位

記載要領

- 1 この名簿は、「審査基準日」に記入した日(以下「審査基準日」という。)において在籍する技術職員(第条の3第2項第1号から第3号に該当する者。以下同じ。)に該当する者全員について作成すること。なお、一人の技術職員につき技術職員として申請できる建設業の種類は2までとする
- 2 で表示された枠(以下「カラム」という。)に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように数字を記入すること。例え のように右詰めで記入すること。
- 3 「頁数」の欄は、頁番号を記入すること。例えば技術職員名簿の枚数が3枚目であれば、12枚目であればのように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること
- 4 「新規掲載者」の欄は、審査対象年内に新規に技術職員となった者につき、○印を記入すること
- 5 「審査基準日現在の満年齢」の欄は、当該技術職員の審査基準日時点での満年齢を記入すること
- 6 「業種コード」の欄は、経営規模等評価等対象建設業のうち、技術職員の数の算出において対象とする建設業の種類を次の表から2つ以内で選び該当するコードを記入すること。

コード	建設業の種類	コード	建設業の種類	コード	建設業の種類
01	土木工事業	11	鋼構造物工事業	21	熱絶縁工事業
02	建築工事業	12	鉄筋工事業	22	電気通信工事業
03	大工工事業	13	舗装工事業	23	造園工事業
04	左官工事業	14	しゅんせつ工事業	24	さく井工事業
05	とび・土工工事業	15	板金工事業	25	建具工事業
06	石工事業	16	ガラス工事業	26	水道施設工事業
07	屋根工事業	17	塗装工事業	27	消防施設工事業
08	電気工事業	18	防水工事業	28	清掃施設工事業
09	管工事業	19	内装仕上工事業	29	解体工事業
10	タイル・れんが・ブロック工事業	20	機械器具設置工事業		

- 7 「有資格区分のコード」の欄は、技術職員が保有する資格のうち、「業種コード」の欄で記入したコードに対応する建設業の種類に係るものについて別表(四)及び別表(五)の分類に従い、該当するコードを記入すること。
- 8 「講習受講」の欄は、法第15条第2号イに該当する者が、法第27条の18第1項の規定により監理技術者資格者証の交付を受けている場合であって、法第26条の4から第26条の6までの規定により国土交通大臣の登録を受けた講習を受講した場合は「1」を、その他の場合は「2」を記入すること。
- 9 「監理技術者資格者証交付番号」の欄は、法第27条の18第1項の規定により監理技術者資格者証の交付を受けている者についてその交付番号を記載すること
- 10 「CPD単位取得数」の欄は、第7条の3第3号若しくは第18条の3第2項第1号に規定する者又は1級若しくは2級の第一次検定の合格した者が、審査基準日から1年以内に取得したCPD(建設工事の施工の管理に従事する者を対象としてその能力の向上を目的として行われる継続学習をいう。以下同じ。)の単位数(ただし、算入できるCPD単位数は一人当たり30単位を上限とする。)を記載すること。

実務経験証明書(記入例)

一人が複数の業種の証明を受ける場合、証明される期間の重複は認められません。

下記の者は、機械器具設置 工事に関し、下記のとおり実務の経験を有することに相違ないことを証明します。

年 月 日

証明者の立場から見た技術者との関係を記載します。
(例) 役員、社員、使用人、従業員等

原則として使用者が証明者となります。

福岡市東区箱崎2丁目〇-〇
(株)〇〇〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇

証 明 者

被証明者との関係

元従業員

記

技術者の氏名	斎藤 二郎	生年月日	昭和35年11月15日	使用された期間	H1年1月から H15年12月まで
使用者の商号 又は名称	(株) 〇 〇 〇 〇				
職 名	実 務 経 験 の 内 容			実 務 経 験 年 数	
現場監督	機械器具設置工事の施工、監督			H6年1月からH15年12月まで	
				年 月 から 年 月 まで	
	(1) 〇〇〇(株) 〇〇工場プラント設備工事			年 月 から 年 月 まで	
	(2) 〇〇ビルエレベーター設置工事			年 月 から 年 月 まで	
	(3) 〇〇団地〇〇棟ビルエレベーター			月 まで	
	(4) 〇〇ビル立体駐車場設備工事			月 まで	
	(5) 〇〇ビルエレベーター設置工事			月 まで	
	(6) 〇〇〇工場プラント設備工事			月 まで	
	(7) 〇〇工場集塵機器設備工事			月 まで	
	(8) 〇〇ビルエレベーター設置工事			月 まで	
	(9) 〇〇団地〇〇棟エレベーター設置工事			年 月 から 年 月 まで	
	(10) 〇〇ビル立体駐車場設置工事			年 月 から 年 月 まで	
				年 月 から 年 月 まで	
				年 月 から 年 月 まで	
使用者の証明を得ることができない場合はその理由				合計 満10年0月	

同一年間に建設工事が複数ある場合には、その年の代表的な工事の件名を記載します。
・実務経験の証明期間1年間につき1件以上を記載すること。
(例:実務経験10年で証明する場合は、10件以上を記載する。)
ただし、実務経験の証明期間が1年の場合は、3件以上の工事の件名を記載してください。
・工事の内容は、業種が分かるように具体的に記載してください。

経験年数の計算は、原則、片月落としだが、月の初めから始まり月末で終わるものについてはこの限りでない。

記載要領

- この証明書は、許可を受けようとする建設業に係る建設工事の種類ごとに、被証明者1人について、証明者別に作成すること。
- 「職名」の欄は、被証明者が所属していた部課名等を記載すること。
- 「実務経験の内容」の欄は、従事した主な工事名等を具体的に記載すること。
- 「合計 満 年 月」の欄は、実務経験年数の合計を記載すること。

様式第4号

申請書の別紙2「技術職員名簿」に記載の技術者は記載不要です。

CPD単位取得者がいない場合、証明書類が揃わない場合は作成不要！！

(用紙A4)

令和 6年 8月 1日

CPD単位を取得した技術者名簿
(技術職員名簿に記載のある者を除く)

通番	氏名	生年月日	CPD単位
1	福岡 一郎	S50.6.3	30
2	福岡 次郎	S52.8.7	19
3	経審 太郎	H2.3.4	20
4	経審 史郎	H5.7.9	15
別表第十八(第二の四の10関係)			
	公益社団法人空気調和・衛生工学会	50	審査基準日から1年以内に取得したCPDに係る証明書類を添付できる者について、1人30単位を上限に記入できる。 ※証明書類は、審査基準日時点のものを、認定機関に発行を依頼すること。 CPD単位数は、CPD認定団体ごとに審査基準日以前1年間に取得したCPD単位数を告示別表第18(左記)に掲げる認定団体毎の数値で除し、30を乗じた数値となります。 ※小数点以下切り捨て ※各技術者のCPD単位の上限は30 ※複数のCPD認定団体より単位を修得している場合、いずれか1つのCPD認定団体の単位をもとに算出
	一般財団法人建設業振興基金	12	
	一般社団法人建設コンサルタント協会	50	
	一般社団法人交通工学研究会	50	
	公益社団法人地盤工学会	50	
	公益社団法人森林・自然環境技術教育研究センター	20	
	公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会	50	
	一般社団法人全国測量設計業協会連合会	20	
	一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会	20	
	一般社団法人全日本建設技術協会	25	
	工質・地質技術者生涯学習協議会	50	
	公益社団法人土木学会	50	
	一般社団法人日本環境アセスメント協会	50	
	公益社団法人日本技術士会	50	
	公益社団法人日本建築士会連合会	12	
	公益社団法人日本造園学会	50	
	公益社団法人日本都市計画学会	50	
	公益社団法人農業農村工学会	50	
	一般社団法人日本建築士事務所協会連合会	12	
	公益社団法人日本建築家協会	12	
	一般社団法人日本建設業連合会	12	
	一般社団法人日本建築学会	12	
	一般社団法人建築設備技術者協会	12	
	一般社団法人電気設備学会	12	
	一般社団法人日本設備設計事務所協会連合会	12	
	公益社団法人建築技術教育普及センター	12	
	一般社団法人日本建築構造技術者協会	12	
技術職員名簿(別紙二)のCPD単位取得数の合計			
上記技術者が取得したCPD単位の合計(①)			84
技術職員名簿に記載のある技術職員が取得したCPD単位合計(②)			23
CPD単位総計(①+②)			107

記載要領

- この表は、審査基準日における許可を受けた建設業に従事する職員のうち、建設業法第七条第二号イ、ロ若しくはハ又は同法第十五条第二号イ、ロ若しくはハに該当する者又は一級若しくは二級の第一次検定に合格した者であって、規則別記様式第25号の14・別紙2に記載のない者について作成すること。
- 「CPD単位」の欄には、技術者がCPD認定団体によって修得を認定された単位数を、告示別表第十八の左欄に掲げるCPD認定団体ごとに右欄に掲げる数値で除し、30を乗じた数値を記載すること。
 なお、小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てる。

技術者の6か月超前(注意1)からの常用雇用及び若年者の年齢の確認書類

以下のパターンに応じて該当する項目の確認資料をすべて提出してください。

(法人の場合)

◇社会保険加入事業所 <input type="checkbox"/> 健康保険証の写し (注意2) <input type="checkbox"/> 直近の健康保険及び厚生年金保険の標準報酬決定通知書写し
◇社会保険適用除外だが、雇用保険加入事業所 <input type="checkbox"/> 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書写し <input type="checkbox"/> 住民税特別徴収税額の通知書写し又は源泉徴収簿の写し(審査基準日以前7か月分) (ない場合は、出勤簿及び賃金台帳写し)
◇社会保険、雇用保険共に適用除外の事業所 <input type="checkbox"/> 出勤簿及び賃金台帳写し(審査基準日以前7か月分) <input type="checkbox"/> 35歳未満の技術者に関しては、国民健康保険証の写し又は運転免許証の写し

(注意1) 6か月超前とは・・・審査基準日6か月と1日以上前から申請会社に常用雇用していること
 例 令和6年3月31日決算の場合
 × 令和5年10月1日以後に技術者を雇用した
 ○ 令和5年9月30日以前に技術者を雇用した

(注意2) 社会保険加入事業所であるが、当該技術者の6か月超雇用について、健康保険証の資格取得年月日で確認できないからといって、雇用保険被保険者資格取得等確認通知書又は出勤簿等で代用することはできません。

(個人の場合)

◎個人事業主

<input type="checkbox"/> 所得税確定申告書控え写し

※所得税申告が不要の方は、市町村民税確定申告書控え写し

◎専従者

<input type="checkbox"/> 所得税確定申告書控え等の勤務実績が確認できる部分(収支内訳書等の専従者欄)写し
--

◎従業員の方

◇社会保険加入事業所(常用雇用する従業員が5人以上の強制適用事業所及び任意加入事業所) <input type="checkbox"/> 技術者の健康保険証の写し <input type="checkbox"/> 直近の健康保険及び厚生年金保険の標準報酬決定通知書写し
◇社会保険は適用除外事業所だが、雇用保険加入事業所 <input type="checkbox"/> 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書写し <input type="checkbox"/> 住民税特別徴収税額の通知書写し又は源泉徴収簿の写し(審査基準日以前7か月分) (ない場合は、出勤簿及び賃金台帳写しの提出又は所得税確定申告書控え等の勤務実績が確認できる部分(収支内訳書等の給与所得者欄)の写しの提出)
◇社会保険、雇用保険共に適用除外の事業所 <input type="checkbox"/> 出勤簿及び賃金台帳写し(審査基準日以前7か月分) <input type="checkbox"/> 所得税確定申告書控え等の勤務実績が確認できる部分(収支内訳書等の給与所得者欄)の写しの提出 <input type="checkbox"/> 35歳未満の技術者に関しては、国民健康保険証の写し又は運転免許証の写し

※以下に該当する場合は、次のものを提出してください。

(イ) 後期高齢者の場合

- 後期高齢者医療被保険者証の写し
- 出勤簿及び賃金台帳写し(審査基準日以前7か月分)又は70歳以上被用者該当および標準報酬月額相当額のお知らせの写し(個人事業主本人及び個人事業主専従者は除く)

(ロ) 全国土木建築国保組合等(建設国保等)の国民健康保険又は大手企業等の健康保険組合加入事業所の場合

- 保険証の写し又は個々の技術職員の加入証明書原本
資格取得年月日が確認できない場合は、雇用保険加入事業所は、雇用保険被保険者資格取得等確認通知書写し、雇用保険未加入事業所は、出勤簿及び賃金台帳写し(審査基準日以前7か月分)
- 厚生年金保険の加入事業所については、直近の厚生年金保険の標準報酬決定通知書写し、厚生年金保険の未加入事業所については、住民税特別徴収税額のお知らせ写し又は源泉徴収簿の写し(ない場合は、出勤簿及び賃金台帳写しの提出)

(ハ) 審査基準日に在籍していたが、審査日には退職した技術者がいる場合

- 資格証の写し
- P.47の6か月超前からの常用雇用及び若年者の年齢の確認書類
- 社会保険加入事業所の場合、資格喪失確認通知書がなければ社会保険の資格喪失届写し。社会保険未加入だが雇用保険加入事業所の場合、雇用保険離職票写し
- 上記で退職日が確認できない場合、出勤簿及び賃金台帳写し(審査基準日から退職日までのもの)

(ニ) 高齢者雇用安定法の継続雇用制度対象者

- P.47の6か月超前からの常用雇用及び若年者の年齢の確認書類
- 様式第3号 継続雇用制度の適用を受けている技術職員名簿(P.45ページ参照)
(常時10人以上の労働者を使用する企業の場合には、併せて継続雇用制度について定めた労働基準監督署の受付印のある就業規則写し)

(ホ) 出向者の場合

- 出向証明書、出向契約書等出向内容が確認できる書類(6か月超前からの出向の確認含む)写し
 - 出向先での常勤性が確認できる書類(出勤簿及び賃金台帳等)写し(審査基準日以前7か月分)
- ※出向元、出向先と双方の技術者としての加点は不可

5. その他の審査項目（社会性等）（20004帳票）

次のアからトまでの事項に留意しながら、記載例を参考にして作成してください。
なお、確認に必要な書類はP.10～16（チェックリスト）をご覧ください。

ア『雇用保険の加入の有無』 41項番

審査基準日において、その常時雇用する従業員を雇用保険に加入させている場合は「1」、適用事業であるにもかかわらず加入させていない場合は「2」と記入し、常時雇用する従業員が1人もいない場合や、同居親族で構成されている場合等適用が除外される場合は「3」と記入します。

なお、雇用保険法第5条により労働者を雇用している事業主は、すべて加入を義務づけられています。＜未加入は減点です＞

イ『健康保険の有無』 42項番

審査基準日において、その常時雇用する従業員を健康保険又は健康保険組合に加入させている場合は「1」、強制適用事業所であるにもかかわらず加入させていない場合は「2」と記入します。また、全国土木建築国保組合等の国民健康保険に加入させているために健康保健の強制適用が除外される場合、又は個人事業所で常時雇用する従業員が4人以下のため健康保健の強制適用が除外される場合は「3」と記入します。なお、法人であれば、従業員の数にかかわらず強制適用事業となります。＜未加入は減点です。＞

ウ『厚生年金加入の有無』 43項番

審査基準日において、その常時雇用する従業員を厚生年金保険に加入させている場合は「1」、強制適用事業所であるにもかかわらず加入させていない場合は「2」と記入します。また、個人事業所で常時雇用する従業員が4人以下のため健康保健及び厚生年金保険の強制適用が除外される場合は「3」と記入します。なお、法人であれば、従業員の数にかかわらず強制適用事業となります。＜未加入は減点です。＞

エ『建設業退職金共済制度加入の有無』 44項番

審査基準日において、勤労者退職金共済機構との間で特定業種退職金共済契約を締結している場合は「1」、締結していない場合は「2」を記入します。

（注）特定業種退職金共済契約を締結していても、これを履行していないため、勤労者退職金共済機構建設業退職金共済福岡県支部から加入・履行証明書が発行されない場合がありますが、この場合も「2」と記入することになります。

オ『退職一時金制度導入若しくは企業年金制度導入の有無』 45項番

審査基準日において、次のいずれかに該当する場合は「1」、いずれにも該当しない場合は「2」と記入します。

・『退職一時金制度導入の有無』

- ① 労働基準監督署に提出した労働協約（常時10名以上の労働者を使用する場合には、労働基準監督署への届出が必要）、就業規則若しくは退職金規則上に、退職手当の決定、計算及び支払の方法並びに退職手当の支払いの時期に関する定めがある。
- ② 勤労者退職金共済機構との間で特定業種退職金契約以外の退職金共済契約を締結している。
- ③ 所得税法施行令に規定する特定退職金共済団体との間で退職金共済についての契約を締

結している。

・『企業年金制度導入の有無』

- ① 厚生年金基金を設立しているか、既存の厚生年金基金に加入している。
- ② 確定給付企業年金法第2条第1項に規定する確定給付企業年金を導入している。
- ③ 確定拠出年金法第2条第2項に規定する企業型年金を導入している。
- ④ 法人税法附則第20条に規定する適格退職年金契約を信託銀行や保険会社等と締結している。

カ『法定外労働災害補償制度加入の有無』 46項番

審査基準日において、(公財)建設業福祉共済団、(一社)全国建設業労災互助会、(一社)全国労働保険事務組合連合会の労働災害補償制度への加入者、中小企業等協同組合法の認可を受けて共済事業を行う者、又は民間の保険会社との間で労働災害補償保険法に基づく保険給付の基となった労働災害について、上乘せの保険給付を行うための契約を締結している場合は「1」、してない場合は「2」と記入します。

なお、この法定外労働災害補償制度の要件としては、次の4つの要件を満たしていることが必要です。

- ① 業務災害と通勤災害のいずれも保険給付の対象としていること。
- ② 直接の使用関係にある職員及び下請負人(数次の請負による場合にあっては下請負人のすべて)の直接の使用関係にある職員のすべて保険給付の対象としていること。(従って、記名式の制度はこの要件を満たさない。)
- ③ 少なくとも死亡及び労働災害補償保険の傷害等級1級から7級までに係る災害のすべてを保険給付の対象としていること。
- ④ 共同企業体による工事及び海外工事を除くすべての工事現場を災害の保険給付の対象としていること。(工事現場ごとに加入する制度はこの要件を満たさない。)

また、いわゆる団体加入の場合は個々の事業主は法律上の保険契約者とはなりません、実質上保険会社との間で契約を締結しているものとみなします。

キ『若年技術職員の継続的な育成及び確保』及び『新規若年技術職員の育成及び確保』 47項番・48項番

47項番は、技術職員名簿に記載がある技術者のうち、35歳未満の技術職員数が15%以上の場合は「1」、15%未満の場合は「2」を記入します。

48項番は、新たに技術職員名簿に記載された35歳未満の技術職員数が技術職員名簿全体の1%以上の場合は「1」、1%未満の場合は「2」と記入します。

ク『CPD単位取得数』及び『技能レベル向上者数』 49項番・50項番

49項番は、「技術者数」の欄に記載した数に含まれる者が審査基準日以前1年のうちに取得したCPDの単位数(但し、算入できるCPD単位数は1人当たり30単位を上限とする。)を記入します。また、「技術者数」の欄は、規則第7条の3第3号若しくは規則第18条の3第2項第1号に規定する者又は1級若しくは2級の第一次検定に合格した者(規則第18条の3第2項第1号に規定される者に該当する者を除く。)の数を記入します。

50項番の「技能レベル向上者数」の欄は、「技能者数」の欄に記載した数に含まれる者が審査基準日以前3年のうちに国土交通大臣が定める建設技能者の能力評価制度により受けた評価(以下「認定能力評価」という。)の区分が審査基準日の3年前の日において受けている評価の区分より1以上上位であった技能者の数を記入します。また、「技能者数」の欄は、審査基準日において審査基準日以前3

年のうちに建設工事の施工に従事した者であって規則第14条の2第2号チ又は同条第4号チに規定する建設工事に従事する者に該当する者の数から建設工事の施工の管理のみに従事した者の数を除いた数を記入します。そして、「控除対象者」欄は、審査基準日3年のうちに認定能力評価により評価が最上位の区分に該当するとされた者の数を記入します。

ケ『女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定の状況』 51項番

審査基準日において、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく「えるぼし認定（1段階目）」を受けている場合は「1」を、「えるぼし認定（2段階目）」を受けている場合は「2」を、「えるぼし認定（3段階目）」を受けている場合は「3」を、「プラチナえるぼし認定」を受けている場合は「4」を、いずれの認定も受けていない場合は「5」を記入します。

コ『次世代育成支援対策推進法に基づく認定の状況』 52項番

審査基準日において、次世代育成支援対策推進法に基づく「くるみん認定」を受けている場合は「1」を、「トライくるみん認定」を受けている場合は「2」を、「プラチナくるみん認定」を受けている場合は「3」を、いずれの認定も受けていない場合は「4」を記入します。

サ『青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定の状況』 53項番

審査基準日において、青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく「ユースエール認定」を受けている場合は「1」を、受けていない場合は「2」を記入します。

シ『建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況』 54項番

審査基準日以前1年のうちに発注者から直接請け負った（変更契約を除く）①に掲げる審査対象工事において、②に掲げる建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積する措置を実施しており、かつ、様式第6号に掲げる建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施した旨の誓約書を提出している場合に、加点対象となります。

① 審査対象工事とは、建設業法施行令第1条の2第1項に定める軽微な建設工事、防災協定に基づき行う災害応急対策若しくは既に締結されている建設工事の請負契約において当該請負契約の発注者の指示に基づき行う災害応急対策（以下、「軽微な工事等」という。）以外の日本国内における全ての建設工事又は軽微な工事等以外の日本国内における全ての公共工事をいう。

② 建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置とは、建設キャリアアップシステム（一般財団法人建設業振興基金が提供するサービスであって、当該サービスを利用する工事現場における建設工事の施工に従事する者や建設業を営む者に関する情報を登録し、又は蓄積し、これらの情報について当該サービスを利用する者の利用に供するものをいう。）における現場契約情報の作成及び登録を実施しており、かつ、建設工事に従事する者が建設キャリアアップシステムへの直接入力によらない方法で建設キャリアアップシステム上に就業履歴を蓄積できる体制を整備することをいう。

上記①、②に基づき、軽微な工事等以外の全ての建設工事において、建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置として国土交通大臣が定めるものを実施した場合は「1」を、軽微な工事等以外の全ての公共工事において当該措置を実施した場合は「2」を、いずれにも該当しない場合は「3」を記入します。

ス『建設業の営業年数』 55項番

営業年数は、建設業法による建設業の許可又は登録を最初に受けた時より起算し、審査基準日までの期間に係る年数（1年に満たない端数は切り捨てる。）を記入します。

なお、営業を一時休止した沿革を有するもの（建設業の許可又は登録を受けずに営業を行っていた場合を含む。）は、その期間を営業年数から控除して記入してください。

また、営業の同一性を失うことなく組織変更を行った沿革又は、建設業を譲り受けた沿革を有するもので、変更又は譲り受け前にすでに建設業の許可又は登録を有していたことがある者は、当該許可又は登録を受けた時を営業年数の起算点とします。

セ『民事再生法又は会社更生法の適用の有無』 56項番

民事再生法又は会社更生法の適用の有無は、平成23年4月1日以降に民事再生法又は会社更生法の適用を申し立てた場合であって、手続開始決定から手続終結決定までの間は「1」を記入、その他の場合は「2」を記入します。

ソ『防災協定の締結の有無』 57項番

この「防災協定」は、国、特殊法人等又は地方公共団体との間で締結した、防災活動（防災・復旧活動等への機材・役務等の提供、災害時の待機等）に関する協定のことを指し、不測の災害等への備えとして予め定めたものが対象となります。復旧工事等の工事請負契約自体は、この項目の対象とはなりません。

該当がある場合は「1」を記入の上、協定書の原本をコピーの上、写しを提出（加入している協会・組合等の団体が国等と協定を締結している場合は、当該団体への加入・防災活動担当等を証明する書類（P.65参照）も併せて提出）します。該当がない場合は「2」を記入します。

タ『法令遵守の状況』 58項番・59項番

法令遵守の状況は、審査基準日直前1年間に建設業法28条の規定により指示をされ、又は営業の全部若しくは一部の停止を命ぜられたことがある場合に、それぞれ「1」を記入します。該当が無い場合は「2」を記入します。

なお、国、自治体等から受けた入札参加資格指名停止処分については対象外です。

チ『建設業の経理の状況』 60項番・61項番・62項番

60項番は、審査基準日において、次のいずれかに該当する場合は対応するもの（「1」「2」「3」）を記入、いずれも該当しない場合は「4」と記入します。

- ① 会計監査人設置会社は、会計監査人が当該会社の財務諸表に対して、無限定適正意見又は限定付適正意見を表明している場合は「1」（不適正意見が付されている場合は該当しません。）
- ② 会計参与設置会社は、会計参与が会計参与報告書を作成している場合は「2」
- ③ 常勤で雇用している職員のうち公認会計士、税理士、1級登録経理試験に合格した年度の翌年度から5年を経過しない者、登録経理講習の1級講習を受講した年度の翌年度から5年を経過しない者のいずれかの者が、建設業の経理が適正に行われたことに係る確認事項を用いて「経理処理の適正を確認した旨の書類」（様式第2号）に自ら署名を行っている場合は「3」

61項番は、常勤で雇用している公認会計士等（公認会計士（公認会計士法第28条規定研修受講者）、税理士（所属税理士会の認定研修受講者）、登録経理試験1級合格者（合格した年度の翌年度の開始の日から5年を経過していない者又は登録経理講習受講年度の翌年度の開始の日から5年を経過し

ていない者)) の人数を記入します。なお、常勤の職員のみが対象であり、いわゆる顧問会計士等は該当しません。

62項番は、常勤で雇用している登録経理試験2級合格者（合格した年度の翌年度の開始の日から5年を経過していない者又は登録経理講習受講年度の翌年度の開始の日から5年を経過していない者）の人数を記入します。

建設業経理事務士については、平成18年度以降は「登録経理試験」制度に移行していますが、平成17年度以前の1・2級建設業経理事務士も引き続き登録経理試験1・2級合格者と同等にこの審査項目の対象となります。

ツ『研究開発の状況』 63項番

研究開発の状況については、会計監査人を設置している会社で、会計監査人が当該会社の財務諸表に対して、無限定適正意見又は限定付適正意見を表明している場合のみ審査対象年及び前審査対象年における研究開発費の額の平均の額を記入します。

テ『建設機械の保有状況』 64項番

条件に当てはまる建設機械の保有（リース含む）台数を記入します。

ト『国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況』 65項番・66項番・67項番

65項番は、エコアクション21の認証を取得している場合は「1」を、取得していない場合は「2」を記入します。

66項番は、国際標準化機構第9001号規格に登録されている場合は「1」を、登録されていない場合は「2」を記入します。

67項番は、国際標準化機構第14001号規格に登録されている場合は「1」を、登録されていない場合は「2」を記入します。

ただし、認証範囲に建設業が含まれていない場合及び認証範囲が一部の支店等に限定されている場合には、加対象としないものとする。

記載要領

- 1 で表示された枠(以下カラムという。)に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように数字を記入すること。例えば 1 2 のように右詰めで記入すること。
- 2 1 「雇用保険加入の有無」の欄は、その雇用する労働者が雇用保険の被保険者となったことについて公共職業安定所の長に対する届出を行っている場合は「1」を、行っていない場合は「2」を、従業員が1人も雇用されていない場合等の雇用保険の適用が除外される場合は「3」を記入すること。
- 3 2 「健康保険加入の有無」の欄は、従業員が健康保険の被保険者の資格を取得したことについての日本年金機構又は健康保険組合に対する届出を行っている場合は「1」を、行っていない場合は「2」を、従業員数が4人以下である個人事業主である場合等の健康保険の適用が除外される場合は「3」を記入すること。
- 4 3 「厚生年金保険加入の有無」の欄は、従業員が厚生年金保険の被保険者の資格を取得したことについての日本年金機構に対する届出を行っている場合は「1」を、行っていない場合は「2」を、従業員が4人以下である個人事業主である場合等の厚生年金保険の適用が除外される場合は「3」を記入すること。
- 5 4 「建設業退職金共済制度加入の有無」の欄は、審査基準日において、勤労者退職金共済機構との間で、特定業種退職金共済契約を締結している場合は「1」を、締結していない場合は「2」を記入すること。
- 6 5 「退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無」の欄は、審査基準日において、次のいずれかに該当する場合は「1」を、いずれにも該当しない場合は「2」を記入すること。
 - (1) 労働協約若しくは就業規則に退職手当の定めがあること又は退職手当に関する事項についての規則が定められていること。
 - (2) 勤労者退職金共済機構との間で特定業種退職金共済契約以外の退職金共済契約が締結されていること。
 - (3) 所得税法施行令に規定する特定退職金共済団体との間で退職金共済についての契約が締結されていること。
 - (4) 厚生年金基金が設立されていること。
 - (5) 法人税法に規定する適格退職年金の契約が締結されていること。
 - (6) 確定給付企業年金法(平成13年法律第50号)に規定する確定給付企業年金が導入されていること。
 - (7) 確定拠出年金法(平成13年法律第88号)に規定する企業型年金が導入されていること。
- 7 6 「法定外労働災害補償制度加入の有無」の欄は、審査基準日において、(公財)建設業福祉共済団、(一社)建設業労災互助会、全日本火災共済協同組合連合会、(一社)全国労働保険事務組合連合会又は保険会社との間で、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)に基づく保険給付の基因となった業務災害及び通勤災害(下請負人に係るものを含む。)に関する給付についての契約を、締結している場合は「1」を、締結していない場合は「2」を記入すること。
- 8 7 「若年技術職員の継続的な育成及び確保」の欄は、審査基準日において、満35歳未満の技術職員の人数が技術職員の人数の合計の15%以上に該当する場合は「1」を、該当しない場合は「2」を記入すること。また「技術職員数」の欄には別紙二の技術職員名簿に記載した技術職員の合計人数を、「若年技術職員数」の欄には、審査基準日において満35歳未満の技術職員の人数を、「若年技術職員の割合」の欄には「若年技術職員数」の欄に記載した数値を「技術職員数」の欄に記載した数値で除した数値を百分率で表し、記載すること。
- 9 8 「新規若年技術職員の育成及び確保」の欄は、審査基準日において、満35歳未満の技術職員のうち、審査対象年内に新規に技術職員となった人数が技術職員の人数の合計の1%以上に該当する場合は「1」を、該当しない場合は「2」を記入すること。また、「新規若年技術職員数」の欄には、別紙二の技術職員名簿に記載された技術職員のうち、「新規掲載者」欄に○が付され、審査基準日において満35歳未満のもの的人数を、「新規若年技術職員の割合」欄には「新規若年技術職員数」の欄に記載した数値を前項「技術職員数」の欄に記載した数値で除した数値を百分率で表し、記載すること。
- 10 9 「CPD単位取得数」の欄は、「技術者数」の欄に記載した数に含まれる者が審査基準日以前1年のうちに取得したCPDの単位数(ただし、算入できるCPD単位数は1人当たり30単位を上限とする。)を記載すること。また、「技術者数」の欄は、第7条の3第3号若しくは第18条の3第2項第1号に規定する者又は1級若しくは2級の第一次検定に合格した者(第18条の3第2項第1号に規定される者に該当する者を除く。)の数を記載すること。
- 11 0 「技能レベル向上者数」の欄は、「技能者数」の欄に記載した数に含まれる者が審査基準日以前3年のうちに国土交通大臣が定める建設技能者の能力評価制度により受けた評価(以下この11において「認定能力評価」という。)の区分が審査基準日の3年前の日において受けている評価の区分より1以上上位であった技能者の数を記載すること。また、「技能者数」の欄は、審査基準日以前3年のうちに建設工事の施工に従事した者であって第14条の2第2号チ又は同条第4号チに規定する建設工事に従事する者に該当する者の数から建設工事の施工の管理のみに従事した者の数を除いた数を、「控除対象者」欄は、審査基準日以前3年のうちに認定能力評価により評価が最上位の区分に該当するとされた者の数を記載することとする。
- 12 1 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定の状況」の欄は、審査基準日において、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)に基づく「えるぼし認定(1段階目)」を受けている場合は「1」を、「えるぼし認定(2段階目)」を受けている場合は「2」を、「えるぼし認定(3段階目)」を受けている場合は「3」を、「プラチナえるぼし認定」を受けている場合は「4」を、いずれの認定を受けていない場合は「5」を記入すること。
- 13 2 「次世代育成支援対策推進法に基づく認定の状況」の欄は、審査対象基準日において、次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)に基づく「くるみん認定(1段階目)」を受けている場合は「1」を、「トライくるみん認定」を受けている場合は「2」を、「プラチナくるみん認定」を受けている場合は「3」を、いずれの認定もを受けていない場合は「4」を記入すること。

- 14 **5****3** 「青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定の状況」の欄は、審査基準日において、青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和45年法律第98号)に基づく「ユースエール認定」を受けている場合は「1」を、受けていない場合は「2」を記入すること。
- 15 **5****4** 「建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況」の欄は、審査基準日以前1年のうちに発注者から直接請け負った建設工事のうち、国土交通大臣が定める建設工事以外の全ての建設工事において建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置として国土交通大臣が定めるものを実施した場合は「1」を、国土交通大臣が定める公共工事以外の全ての公共工事において当該措置を実施した場合は「2」を、いずれにも該当しない場合は「3」を記入すること。
- 16 **5****5** 「営業年数」の欄は、審査基準日までの建設業の営業年数(建設業の許可又は登録を受けて営業を行っていた年数をいい、休業等の期間を除く。ただし、平成23年4月1日以降の申立てに係る再生手続き開始の決定又は更生手続き開始の決定を受け、かつ、再生手続終了の決定又は更生手続終了の決定を受けてから営業を行っていた年数をいい、休業等の期間を除く。)を記入し、表内の年号については不要のものは消すこと。
- 17 **5****6** 「民事再生法又は会社更生法の適用の有無」の欄は、平成23年4月1日以降の申立てに係る再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受け、かつ、再生手続終了の決定又は更生手続終了の決定を受けていない場合は「1」を、その他の場合は「2」を記入すること。
- 18 **5****7** 「防災協定の締結の有無」の欄は、審査基準日において、国、特殊法人等(公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第2条第1項に規定する特殊法人等)又は地方公共団体との間で、防災活動に関する協定を締結している場合は「1」を、締結していない場合は「2」を記入すること。
- 19 **5****8** 「営業停止処分の有無」の欄は、審査対象年において、法第28条の規定による営業の停止を受けたことがある場合は「1」を、受けたことがない場合は「2」を記入すること。
- 20 **5****9** 「指示処分の有無」の欄は、審査対象年において、法第28条の規定による指示を受けたことがある場合は「1」を、受けたことがない場合は「2」を記入すること。
- 21 **6****0** 「監査の受審状況」の欄は、審査基準日において、会計監査人の設置を行っている場合は「1」を、会計参与の設置を行っている場合は「2」を、第18条の3第3項第2号イに該当する者、一般登録経理試験に合格した者であって、合格した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して5年を経過しないもの、一級登録経理講習を受講した者であって、合格した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して5年を経過しないもの又は第18条の3第3項第2号ニに該当する者(一級の登録経理講習を受講した者と同等以上と認められる者に限る。)が経理処理の適正を確認した旨の書類に自らの署名を付したものを提出している場合は「3」を、いずれにも該当しない場合は「4」を記入すること。
- 22 **6****1** 「公認会計士等の数」の欄は、第18条の3第3項第2号イに該当する者、一級登録経理試験に合格した者であって、合格した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して5年を経過しないもの、一級登録経理講習を受講した者であって、受講した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して5年を経過しないもの及び第18条の3第3項第2号ニに該当する者の人数の合計を記入すること。
- 23 **6****2** 「二級登録経理試験合格者の数」の欄は、二級登録経理試験に合格した者であって、合格した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して5年を経過しないもの、二級登録経理講習を受講した者であって、受講した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して5年を経過しないもの又は第18条の3第3項第2号ニに該当する者(二級の登録経理講習を受講した者と同等以上と認められる者とされる者に限る。)の人数の合計を記入すること。
- 24 **6****3** 「研究開発費(2期平均)」の欄は、審査対象事業年度及び審査対象事業年度の前審査対象事業年度における研究開発費の額の平均の額を記入すること。ただし、会計監査人設置会社以外の建設業者はカラムに「0」を記入すること。また、表内のカラムに審査対象事業年度及び審査対象事業年度の前審査対象事業年度における研究開発費の額を記入すること。
- 25 **6****4** 「建設機械の所有及びリース台数」の欄は、審査基準日において、自ら所有し、又はリース契約(審査基準日から1年7月以上の使用期間が定められているものに限る。)により使用する建設機械抵当法施行令(昭和29年政令第294号)別表に規定するショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベル及びモーターグレーダー、土砂等を運搬する貨物自動車であって自動車検証(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第60条第1項の自動車検証をいう。)の車体の形状の欄に「ダンプ」、「ダンプフルトレーラ」又は「ダンプセミトレーラ」と記載されているもの並びに労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第318号)第12条第1項第4号に掲げるつり上げ荷重が三トン以上の移動式クレーン、同令第13条第3項第34号に掲げる作業床の高さが二メートル以上の高所作業車、同令別表第7第4号に掲げる締固め用機械及び同表第6号に掲げる解体用機械について、台数の合計を記入すること。
- 26 **6****5** 「エコアクション21の認証の有無」の欄は、審査基準日において、エコアクション21の認証を取得している場合(認証範囲に建設業が含まれていない場合及び認証範囲が一部の支店等に限定されている場合を除く。)は「1」を、取得していない場合は「2」を記入すること。
- 27 **6****6** 「ISO9001の登録の有無」の欄は、審査基準日において、国際標準化機構第9001号の規格により登録されている場合(登録範囲に建設業が含まれていない場合及び登録範囲が一部の支店等に限定されている場合を除く。)は「1」を、登録されていない場合は「2」を記入すること。
- 28 **6****7** 「ISO14001の登録の有無」の欄は、審査基準日において、国際標準化機構第14001号の規格により登録されている場合(登録範囲に建設業が含まれていない場合及び登録範囲が一部の支店等に限定されている場合を除く。)は「1」を、登録

されていない場合は「2」を記入すること。

記入すべき金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示すること。

ただし、会社法(平成17年法律第86号)第2条第6号に規定する大会社にあつては、百万円未満の端数を切り捨てて表示することができる。ただし、研究開発費(2期平均)を計算する際に生じる百万円未満の端数については切り捨てずにそのまま記入すること。

記入すべき割合及び単位は、小数点第2位以下の端数を切り捨てて表示すること。

社会保険への加入確認資料について

確認資料として、以下1及び2についてそれぞれいずれかを提出してください。2のAとBについてはいずれかを提出してください。

なお、領収証書等の写しは審査基準日に係るものであり、証明書（原本）は申請前3か月以内に発行されたものであること。

1 雇用保険について 【41 項番】

- (1) 自社で申告納付の場合
「労働保険概算・確定保険料申告書」（雇用保険の加入状況及び受付日がわかるもの）の写し及び領収済通知書の写し（領収日付がわかるもの）
- (2) 口座振替を利用している場合
「労働保険概算・確定保険料申告書」（雇用保険の加入状況及び受付日がわかるもの）の写し及び労働保険料等振替納付のお知らせ（ハガキ）の写し
- (3) 労働保険事務組合に委託している場合
事務組合発行の雇用保険の領収書の写し又は雇用保険料納入済証明書の原本
- (4) その他
労働局が発行している労働保険料納付証明書の原本

2 健康保険及び厚生年金について 【42, 43 項番】

- (1) 健康保険（全国健康保険協会）及び厚生年金保険、双方とも年金事務所で加入の場合
 - A 保険料の支払いが確認できる領収証書等の写し
[窓口納付の場合] 領収日付がある領収証書の写し
[口座振替納付の場合] 保険料納入告知額・領収済額通知書の写し
 - B 厚生労働省が発行する社会保険料納入証明書の原本
又は年金事務所長が発行する社会保険料納入確認書の原本
- (2) 大手企業等の健康保険組合に加入の場合
 - A 健康保険組合の加入証明書の原本及び年金事務所発行の保険料領収証書の写し
【注意： 大手企業等の健康保険組合に加入の場合は、健康保険加入「有り」となります。】
- (3) 建設業に係る国民健康保険組合（全国土木建築国民健康保険組合等）に加入の場合
 - A 建設業に係る国民健康保険組合が発行した加入証明書の原本及び年金事務所発行の保険料領収証書の写し
 - B 建設業に係る国民健康保険組合の保険料の領収証書の写し及び年金事務所発行の保険料領収証書の写し
【注意： 建設業に係る国民健康保険組合に加入している事業者は、原則として、健康保険「適用除外」となります。
ただし、厚生年金保険に加入しておらず、健康保険適用除外申請をする義務があるにも関わらず適用除外申請をしていない場合は、健康保険加入「無し」となります。そこで、厚生年金保険に加入しておらず、健康保険の適用除外申請をしている場合には、年金事務所発行の適用除外承認書の写しを提出してください。】

健康保険及び厚生年金保険領収書の例示

3月決算の場合

3月決算であれば、「・・・口座振替により受領しました」の欄が3月分となっている領収書が必要です。
 ※領収日や納付期限と間違えないように注意してください。

保険料納入告知額・領収済額通知書

6614

あなたの本月分保険料額は下記のとおりです。

なお、納入告知書を指定の金融機関に送付しましたから、指定振替日(納付期限)前日までに口座残高の確認をお願いします。

下記の金額を指定の金融機関から口座振替により受領しました。

事業所整理記号	957トミ	事業所番号	00341
納付目的年月	令和2年4月	納付期限	令和2年5月31日
健康勘定	厚生年金勘定	子ども・子育て支援勘定	
健康保険料	厚生年金保険料	子ども・子育て拠出金	
136633	211182	2654	
合計	額	¥350,469 円	

令和2年3月分保険料		領収日	令和2年4月2日
健康勘定	厚生年金勘定	子ども・子育て支援勘定	
健康保険料	厚生年金保険料	子ども・子育て拠出金	
132371	203274	2571	
合計	額	¥338,216 円	

令和2年5月20日

歳入徴収官

厚生労働省年金局事業管理課長
 (日本年金機構
 博多
 年金事務所)



812-8577 福岡市 博多区 東公園
 7-7-105

株式会社 福岡産業

様



(裏面へつづく)

様式第5号

技能者は、審査基準日以前3年間に建設工事の施工に従事した者（施工体制台帳の作業員名簿に記載された者）で、監理技術者や主任技術者として建設工事の施工管理のみに従事した者は除きます。

技能レベル向上者がいない場合、証明書類が揃わない場合は作成不要！！

(用紙A4)

令和 年 月 日

技能者名簿

通番	氏名	生年月日	評価日	レベル向上の有無	控除対象
1	福岡 志郎	S22.1.1			
2	福岡 吾郎	S26.1.10	R2.4.30	○	
3	福岡 三郎	S42.2.20			
4	建築 太郎	S32.4.2			
	福岡 経子	S57.5.6			○
	経審 一男	H2.4.8			
合計	6 (人)			1 (人)	1 (人)

申請書の別紙2「技術職員名簿」に記載がある技術者が該当する場合は通番を記入し名簿順に記載して下さい。その後、名簿に記載がない技能者について記載しますが、通番は技術職員名簿の最終番号の続きから付番して下さい。

審査基準日以前において、能力評価基準による評価を受けた最も新しい評価を受けた日を記入します。

審査基準日の3年前の日以前にレベル4を受けている者の場合は「○」を記入します。

審査基準日以前3年間に1以上レベルアップした場合に「○」を記入します。
※評価を受けていない者はレベル1と同等となりますので、レベル1は評価対象外です。よって、評価対象として「○」を記入できるのはレベル2以上の評価を受けてからです。

申請書の別紙3「その他の審査項目(社会性等)」の項番50の技能者数と一致

申請書の別紙3「その他の審査項目(社会性等)」の項番50の控除対象者数と一致

申請書の別紙3「その他の審査項目(社会性等)」の項番50の技能レベル向上者数と一致

記載要領

- この表は、審査基準日における許可を受けた建設業に従事する職員のうち、審査基準日以前3年間に、建設工事の施工に従事した者であって、建設業法施行規則第十四条の二第二号チ又は同条第四号チに規定する建設工事に従事する者に該当する者（ただし、建設工事の施工の管理のみに従事した者は除く。）について作成すること。
- 「評価日」の欄には、技能者が審査基準日以前において認定能力評価基準により評価を受けている場合、その最も新しい評価を受けた日を記載すること。
- 「レベル向上の有無」の欄には、前の日以前に受けた最新の評価が最上位の区分に該当する者について、○印を記載すること。
- 「控除対象」の欄には、審査基準日の3年前の日以前に能力評価基準により評価が最上位の区分に該当する者について、○印を記載すること。
- 本表の最後の行には、作成対象となる技能者、「レベル向上の有無」の欄に○印が記載された者、「控除対象」の欄に○印が記載された者、それぞれの合計人数を記載すること。

能力評価基準においてレベル判定された技能者について

令和2年4月1日以降の申請においては、審査基準日時点で建設キャリアアップカード(レベル3、レベル4)の交付を受けている技能者は、経営事項審査において技術職員として評価されます。

【有資格区分コード】(点数)
 レベル3技能者:703(2点)
 レベル4技能者:704(3点)
 【確認資料】
 能力評価(レベル判定)結果通知書
 (この結果通知書にはレベル及び職種が記載されているので、建設キャリアアップカードの写しは不要です)
 ★結果通知書については能力評価実施機関にお問い合わせください。

能力評価(レベル判定)結果通知書
 (技能者氏名)殿
 能力評価(レベル判定)の結果、貴殿を(鉄筋)技能者レベル(3)として認定します。
 【申請者氏名】 福岡 太郎
 【技能者ID】 12345678901234
 【生年月日】 〇〇〇〇年〇月〇日
 【職種(呼称)] 鉄筋
 【評価年月日】 〇〇〇〇年〇月〇日
 【評価結果】 レベル(3)
 〇〇〇〇年〇月〇日
 鉄筋技能者能力評価実施機関
 ※能力評価(レベル判定)結果通知書のイメージ

●レベル3技能者及びレベル4技能者で評価できる業種について レベル判定された職種がどの業種として評価されるかは下の表にてご確認をお願いします。複数業種が記載されている職種については、どの業種を選択しても評価の対象となります。

認定能力評価基準	当該基準に対応する建設業の種類	認定能力評価基準	当該基準に対応する建設業の種類
電気工事技能者能力評価基準	電気、電気通信	サッシ・カーテンウォール技能者能力評価基準	建具
橋梁技能者能力評価基準	とび土工、鋼構造物	エクステリア技能者能力評価基準	とび土工、石、タイル・れんが・ブロック
造園技能者能力評価基準	造園	建築板金技能者能力評価基準	屋根、板金
コンクリート圧送技能者能力評価基準	とび土工	外壁仕上技能者能力評価基準	左官、塗装、防水
防水施工技能者能力評価基準	防水	ダクト技能者能力評価基準	管
トンネル技能者能力評価基準	とび土工、土木	保温保冷技能者能力評価基準	熱絶縁
建設塗装技能者能力評価基準	塗装	グラウト技能者能力評価基準	とび土工
左官技能者能力評価基準	左官	冷凍空調技能者能力評価基準	管
機械土工技能者能力評価基準	とび土工、土木	運動施設技能者能力評価基準	とび土工、造園、舗装、土木
海上起重技能者能力評価基準	しゅんせつ、土木	基礎くい工事技能者能力評価基準	とび土工
PC技能者能力評価基準	とび土工、鉄筋、土木	タイル張り技能者能力評価基準	タイル・れんが・ブロック
鉄筋技能者能力評価基準	鉄筋	道路標識・路面標示技能者能力評価基準	とび土工、塗装
圧接技能者能力評価基準	鉄筋	消防施設技能者能力評価基準	消防施設
型枠技能者能力評価基準	大工	建築大工技能者能力評価基準	大工
配管技能者能力評価基準	管	硝子工事技能者能力評価基準	ガラス
とび技能者能力評価基準	とび土工	ALC技能者能力評価基準	タイル・れんが・ブロック
切断穿孔技能者能力評価基準	とび土工	土工技能者能力評価基準	とび土工、土木
内装仕上技能者能力評価基準	内装仕上		

記載要領

- 1 「 地方整備局長
北海道開発局長 については、不要のものを消すこと。
知事」
- 2 「申請区分」の欄については、カラム内に該当する数字を記入すること。
- 3 表には、許可に係る建設工事の種類に関わらず、審査基準日以前1年のうちに発注者から直接請け負った建設工事のうち、「申請区分」の欄に記入した区分が「1」の場合は日本国内における全ての建設工事について、「2」の場合は日本国内における全ての公共工事について記載すること。
なお、表中に記載する内容が該当しない場合には、「0」を記載又は空欄とすること。
- 4 「措置実施工事」とは、告示第一の四の1の(十)に掲げる建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積する為に必要な措置を実施した建設工事又は公共工事をいう。
なお、当該措置を実施した建設工事においては、以下に掲げる軽微な工事及び災害応急工事等についても、当該項目に含むものとする。
- 5 「軽微な工事」とは、建設業法施行令第一条の二第一項に掲げる建設工事をいう。
- 6 「災害応急対策」とは、防災協定に基づき行う災害応急対策若しくは既に締結されている建設工事の請負契約において当該請負契約の発注者の指示に基づき行う災害応急対策をいう。

防災協定の団体の長からの証明書（例）

証 明 書

審査基準日(決算日) 令和 年 月 日

所在地

商号又は名称

代表者名

許可番号

上記の者は、 年 月 日付で _____ との間で締結した
(締結相手の市町村長・都道府県知事等)

災害時における _____ 業務に関する _____ 協定に基づい
(業務の名称) (協定の名称)

て災害応急活動等に従事する者であることを証明する。

年 月 日 (証明した日)

(団体の名称)

(代表者名) _____ (印)

※ 審査時には、協定書の写しを添付して提出してください。

60 項番に「3」を記入した場合に、監査の受審状況における経理処理の適正を確認した書類として使用する。

経理処理の適正を確認した旨の書類

私は、建設業法施行規則第 18 条の 3 第 3 項第 2 号の規定に基づく確認を行うため、(株)福岡県産業の令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの第 3 期事業年度における計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表について、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行を斟酌され作成されたものであること及び別添の会計処理に関する確認項目の対象に係る内容について適正に処理していることを確認しました。

別添の確認項目は、P.67～71 を参照。
(別添の提出は不要)

建設業者の商号、確認の対象となる決算期の期間と期を記入。

常勤で雇用している職員で、以下の資格を持つ者が記入し、その者が印を付す。
① 公認会計士、会計士補、税理士及びこれらとなる資格を有する者
② 1 級登録経理試験に合格した者

商号又は名称	(株) 福岡県産業
所属・役職	経理部長
氏 名	会計 太郎

署名又は記名押印

印

以上

別添

建設業の経理が適正に行われたことに係る確認項目

項目	内 容
全 体	<p>前期と比較し概ね20%以上増減している科目についての内容を検証する。特に次の科目については、詳細に検証し不適切なものが含まれていないことを確認した。</p> <p>受取手形、完成工事未収入金等の営業債権 未成工事支出金等の棚卸資産 貸付金等の金銭債権 借入金等の金銭債務 完成工事高、兼業事業売上高 完成工事原価、兼業事業売上原価 支払利息等の金融費用</p>
預 貯 金	残高証明書又は預金通帳等により残高を確認している。
金銭債権	営業上の債権のうち正常営業循環から外れたものがある場合、これを投資その他の資産の部に表示している。
	営業上の債権以外の債権でその履行時期が1年以内に到来しないものがある場合、これを投資その他の資産の部に表示している。
	受取手形割引額及び受取手形裏書譲渡額がある場合、これを注記している。
貸倒損失 貸倒引当金	法的に消滅した債権又は回収不能な債権がある場合、これらについて貸倒損失を計上し債権金額から控除している。
	取立不能のおそれがある金銭債権がある場合、その取立不能見込額を貸倒引当金として計上している。
	貸倒損失・貸倒引当金繰入額等がある場合、その発生の態様に応じて損益計算上区分して表示している。
有価証券	有価証券がある場合、売買目的有価証券、満期保有目的の債券、子会社株式及び関連会社株式、その他有価証券に区分して評価している。
	売買目的有価証券がある場合、時価を貸借対照表価額とし、評価差額は営業外損益としている。
	市場価格のあるその他有価証券を多額に保有している場合、時価を貸借対照表価額とし、評価差額は洗替方式に基づき、全部純資産直入法又は部分純資産直入法により処理している。
	時価が取得価額より著しく下落し、かつ、回復の見込みがない市場価格のある有価証券(売買目的有価証券を除く。)を保有する場合、これを時価で評価し、評価差額は特別損失に計上している。

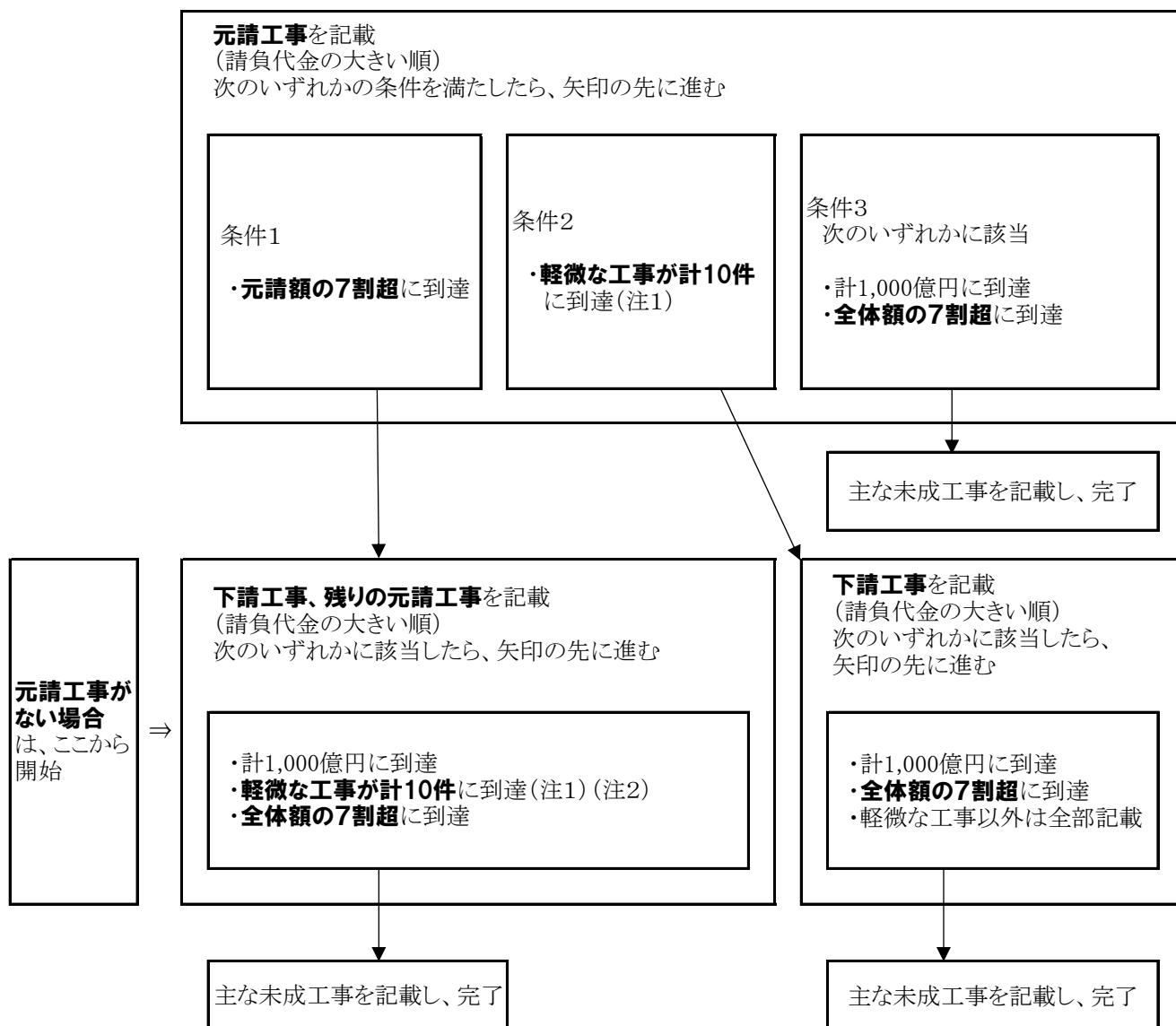
	その発行会社の財政状態が著しく悪化した市場価格のない株式を保有する場合、これについて相当の減額をし、評価差額は当期の損失として処理している。
棚卸資産	原価法を採用している棚卸資産で、時価が取得原価より著しく低く、かつ、将来回復の見込みがないものがある場合、これを時価で評価している。
未成工事支出金	発注者に生じた特別の事由により施工を中断している工事で代金回収が見込めないものがある場合、この工事に係る原価を損失として計上し、未成工事支出金から控除している。
	施工に着手したものの、契約上の重要な問題等が発生したため代金回収が見込めない工事がある場合、この工事に係る原価を損失として計上し、未成工事支出金から控除している。
経過勘定等	前払費用と前払金、前受収益と前受金、未払費用と未払金、未収収益と未収金は、それぞれ区別し、適正に処理している。
	立替金、仮払金、仮受金等の項目のうち、金額の重要なもの又は当期の費用又は収益とすべきものがある場合、適正に処理している。
固定資産	減価償却は経営状況により任意に行うことなく、継続して規則的な償却を行っている。
	適用した耐用年数等が著しく不合理となった固定資産がある場合、耐用年数又は残存価額を修正し、これに基づいて過年度の減価償却累計額を修正し、修正額を特別損失に計上している。
	予測することができない減損が生じた固定資産がある場合、相当の減額をしている。
	使用状況に大幅な変更があった固定資産がある場合、相当の減額の可能性について検討している。
	研究開発に該当するソフトウェア制作費がある場合、研究開発費として費用処理している。
	研究開発に該当しない社内利用のソフトウェア制作費がある場合、無形固定資産に計上している。
	遊休中の固定資産及び投資目的で保有している固定資産で、時価が50%以上下落しているものがある場合、これを時価で評価している。
	時価のあるゴルフ会員権につき、時価が50%以上下落しているものがある場合、これを時価で評価している。
投資目的で保有している固定資産がある場合、これを有形固定資産から控除し、投資その他の資産に計上している。	
繰延資産	資産として計上した繰延資産がある場合、当期の償却を適正に行っている。
	税法固有の繰延資産がある場合、投資その他の資産の部に長期前払費用等として計上し、支出の効果の及ぶ期間で償却を行っている。

金銭債務	金銭債務は網羅的に計上し、債務額を付している。
	営業上の債務のうち正常営業循環から外れたものがある場合、これを適正な科目で表示している。
	借入金その他営業上の債務以外の債務でその支払期限が1年以内に到来しないものがある場合、これを固定負債の部に表示している。
未成工事受入金	引渡前の工事に係る前受金を受領している場合、未成工事受入金として処理し、完成工事高を計上していない。ただし、工事進行基準による完成工事高の計上により減額処理されたものを除く。
引当金	将来発生する可能性の高い費用又は損失が特定され、発生原因が当期以前にあり、かつ、設定金額を合理的に見積ることができるものがある場合、これを引当金として計上している。
	役員賞与を支給する場合、発生した事業年度の費用として処理している。
	損失が見込まれる工事がある場合、その損失見込額につき工事損失引当金を計上している。
	引渡を完了した工事につき瑕疵補償契約を締結している場合、完成工事補償引当金を計上している。
退職給付債務 退職給付引当金	確定給付型退職給付制度(退職一時金制度、厚生年金基金、適格退職年金及び確定給付企業年金)を採用している場合、退職給付引当金を計上している。
	中小企業退職金共済制度、特定退職金共済制度及び確定拠出型年金制度を採用している場合、毎期の掛金を費用処理している。
その他の引当金	将来発生する可能性の高い費用又は損失が特定され、発生原因が当期以前にあり、かつ、設定金額を合理的に見積ることができるものがある場合、これを引当金として計上している。
	役員賞与を支給する場合、発生した事業年度の費用として処理している。
	損失が見込まれる工事がある場合、その損失見込額につき工事損失引当金を計上している。
	引渡を完了した工事につき瑕疵補償契約を締結している場合、完成工事補償引当金を計上している。
法人税等	法人税、住民税及び事業税は、発生基準により損益計算書に計上している。
	法人税等の未払額がある場合、これを流動負債に計上している。
	期中において中間納付した法人税等がある場合、これを資産から控除し、損益計算書に表示している。
消費税	決算日における未払消費税等(未収消費税等)がある場合、未払金(未収入金)又は未払消費税等(未収消費税等)として表示している。
税効果会計	繰延税金資産を計上している場合、厳格かつ慎重に回収可能性を検討している。

	繰延税金資産及び繰延税金負債を計上している場合は、その主な内訳等を注記している。
	過去3年以上連続して欠損金が計上されている場合、繰延税金資産を計上していない。
純資産	純資産の部は株主資本と株主資本以外に区分し、株主資本は、資本金、資本剰余金、利益剰余金に区分し、また、株主資本以外の各項目は、評価・換算差額等及び新株予約権に区分している。
収益・費用の計上 (全般)	収益及び費用については、一会計期間に属するすべての収益とこれに対応するすべての費用を計上している。
	原則として、収益については実現主義により、費用については発生主義により認識している。
工事収益・工事原価	適正な工事収益計上基準(工事完成基準、工事進行基準、部分完成基準等)に従っており、工事収益を恣意的に計上していない。
	引渡の日として合理的であると認められる日(作業を結了した日、相手方の受入場所へ搬入した日、相手方が検収を完了した日、相手方において使用収益ができることとなった日等)を設定し、その時点において継続的に工事収益を計上している。
	建設業に係る収益・費用と建設業以外の兼業事業の収益・費用を区分して計上している。ただし、兼業事業売上高が軽微な場合を除く。
	工事原価の範囲・内容を明確に規定し、一般管理費や営業外費用と峻別のうえ適正に処理している。
工事進行基準	工事進行基準を適用する工事の範囲(工期、請負金額等)を定め、これに該当する工事については、工事進行基準により継続的に工事収益を計上している。
	工事進行基準を適用する工事の範囲(工期、請負金額等)を注記している。
	実行予算等に基づく、適正な見積り工事原価を算定している。
	工事原価計算の手続きを経た発生工事原価を把握し、これに基づき合理的な工事進捗率を算定している。
	工事収益に見合う金銭債務「未成工事受入金」を減額し、これと計上した工事収益との減額がある場合、「完成工事未収入金」を計上している。
受取利息配当金	協同組合から支払いを受ける事業分量配当金がある場合、これを受取利息配当金として計上していない。
支払利息	有利子負債が計上されている場合、支払利息を計上している。
JV	共同施工方式のJVに係る資産・負債・収益・費用につき、自社の出資割合に応じた金額のみを計上し、JV全体の資産・負債・収益・費用等、他の割合による金額を計上していない。
	分担施工方式のJVに係る収益につき、契約金額等の自社の施工割合に応じた金額を計上し、JV全体の施工金額等、他の金額を計上していない。

	JVを代表して自社が実際に支払った金額と協定原価とが異なることに起因する利益は、当期の収益または未成工事支出金のマイナスとして処理している。
個別注記表	<p>重要な会計方針に係る事項について注記している。</p> <ul style="list-style-type: none"> 資産の評価基準及び評価方法 固定資産の減価償却の方法 引当金の計上基準 収益及び費用の計上基準
	会社の財産又は損益の状態を正確に判断するために必要な事項を注記している。
	当期において会計方針の変更等があった場合、その内容及び影響額を注記している。

経営事項審査を受ける場合の工事経歴書の記載フロー 【税抜額で記載】



(注1) 500万円未満の工事(建築一式は1500万円未満)
(注2) 元請の軽微な工事と、下請の軽微な工事を合計した数

◆条件1の例(単位:千円)				◆条件2の例(単位:千円)			
(元請額 40,000 (7割:28,000), 全体額 80,000 (7割:56,000))				(元請額 70,000 (7割:49,000), 全体額 150,000 (7割:105,000))			
	元請1	9,000	}		元請1	5,500	
	元請2	8,500		元請工事を記載		元請2	4,500 (軽微1)
	元請3	8,000		(請負代金の大きい順)		元請3	4,400 (軽微2)
元請額の7割超に到達	元請4	7,500				元請4	4,300 (軽微3)
	下請1	8,000	}		元請5	4,200 (軽微4)	
	下請2	7,500		下請工事、残りの元請工事を記載		元請6	4,100 (軽微5)
	元請5	7,000		(請負代金の大きい順)		元請7	4,000 (軽微6)
全体額の7割超に到達	下請3	6,500				元請8	3,900 (軽微7)
	完了				元請9	3,800 (軽微8)	
					元請10	3,700 (軽微9)	
					元請11	3,600 (軽微10)	
				軽微な工事が計10件に到達	下請1	30,000	
					下請2	25,000	
				全体額の7割超に到達	下請3	20,000	
					完了		

記載要領

- 1 この表は、法別表第一の上欄に掲げる建設工事の種類ごとに作成すること。
- 2 「税込・税抜」については、該当するものに丸を付すこと。
- 3 この表には、申請又は届出をする日の属する事業年度の前事業年度に完成した建設工事（以下「完成工事」という。）及び申請又は届出をする日の属する事業年度の前事業年度末において完成していない建設工事（以下「未成工事」という。）を記載すること。

記載を要する完成工事及び未成工事の範囲については、以下のとおりである。

(1) 経営規模等表評価の申請を行う者の場合

- ① 元請工事（発注者から直接請け負った建設工事をいう。以下同じ。）に係る完成工事について、当該完成工事に係る請負代金の額（工事進行基準を採用している場合にあつては、完成工事高。以下同じ。）の合計額のおおむね7割を超えるところまで、請負代金の額の大きい順に記載すること（令第1条の2第1項に規定する建設工事については、10件を超えて記載することを要しない）。ただし、当該完成工事に係る請負代金の額の合計額が1,000億円を超える場合には、当該額を超える部分に係る完成工事については記載を要しない。
- ② それに続けて、既に記載した元請工事以外の元請工事及び下請工事（下請負人として請け負った建設工事をいう。以下同じ。）に係る完成工事について、すべての完成工事に係る請負代金の額の合計額のおおむね7割を超えるところまで、請負代金の額の大きい順に記載すること（令第1条の2第1項に規定する建設工事については、10件を超えて記載することを要しない）。ただし、すべての完成工事に係る請負代金の額の合計が1,000億円を超える場合には、当該額を超える部分に係る完成工事については記載を要しない。
- ③ さらに、それに続けて、主な未成工事について、請負代金の額の大きい順に記載すること。

(2) 経営規模等表評価の申請を行わない者の場合

主な完成工事について、請負代金の額の大きい順に記載し、それに続けて、主な未成工事について、請負代金の額の大きい順に記載すること。

- 4 下請工事については、「注文者」の欄には当該下請工事の直接の注文者の商号又は名称を記載し、「工事名」の欄には当該下請工事の名称を記載すること。
- 5 「元請又は下請の別」の欄は、元請工事については「元請」と、下請工事については「下請」と記載すること。
- 6 「注文者」及び「工事名」の記入に際しては、その内容により個人の氏名が特定されることのないよう十分に留意すること。
- 7 「JVの別」の欄は、共同企業体（JV）として行った工事について「JV」と記載すること。
- 8 「配置技術者」の欄は、完成工事について、法第26条第1項又は第2項の規定により各工事現場に置かれた技術者の氏名及び主任技術者又は監理技術者の別を記載すること。
また、当該工事の施工中に配置技術者の変更があった場合には、変更前の者も含むすべての者を記載すること。監理技術者補佐を置いた場合又は特定専門工事に該当し主任技術者を配置しなかった場合はその旨を記載すること。
- 9 「請負代金の額」の欄は、共同企業体として行った工事については、共同企業体全体の請負代金の額に出資の割合を乗じた額又は分担した工事額を記載すること。また、工事進行基準を採用している場合には、当該工事進行基準が適用される完成工事について、その完成工事高を括弧書で付記すること。
- 10 「請負代金の額」の「うち、PC、法面処理、鋼橋上部」欄は、次の表の（一）欄に掲げる建設工事について工事経歴書を作成する場合において、同表の（二）欄に掲げる工事があるときに、同表の（三）に掲げる略称に丸を付し、工事ごとに同表の（二）欄に掲げる工事に該当する請負代金の額を記載すること。

(一)	(二)	(三)
土木一式工事	プレストレストコンクリート構造物工事	PC
とび・土木・コンクリート工事	法面処理工事	法面処理
鋼構造物工事	鋼橋上部工事	鋼橋上部

- 11 「小計」の欄は、ページごとの完成工事の件数の合計並びに完成工事及びそのうちの元請工事に係る請負代金の額の合計及び10により「PC」、「法面処理」又は「鋼橋上部」について請負代金の額を区分して記載した額の合計を記載すること。
- 12 「合計」の欄は、最終ページにおいて、すべての完成工事の件数の合計並びに完成工事及びそのうちの元請工事に係る請負代金の額の合計及び10により「PC」、「法面処理」又は「鋼橋上部」について請負代金の額を区分して記載した額の合計を記載すること。

経営事項審査申請書等の用紙販売所

(令和6年3月1日現在)

県土整備事務所管内	団体名	所在地	電話番号
福岡県土 整備事務所管内	福岡県建設業協同組合 本部販売所	福岡市東区箱崎1-1-1 福岡土木会館(1F)	092-641-5060
	福岡県建設業協同組合 県庁内販売所	福岡市博多区東公園7-7 福岡県建築都市部建築指導課内(7F)	092-651-7510
久留米県土 整備事務所管内	(一社)福岡県土木組合 連合会久留米支部	久留米市新合川1-6-57	0942-44-7777
	うきは市建設協同組合	うきは市吉井町255-4 浮羽建設会館内	0943-75-3850
南筑後県土 整備事務所管内	柳川土木協同組合	柳川市三橋町大字今古賀6-3 柳川土木会館	0944-72-2051
	大牟田建設業協同組合	大牟田市有明町2-2-19	0944-52-5261
朝倉県土 整備事務所管内	(一社)福岡県土木組合 連合会朝倉支部	朝倉市甘木1998-1	0946-22-3147
	甘木朝倉建設業組合	朝倉市甘木2045-11 甘木朝倉建設会館内	0946-22-6588
八女県土 整備事務所管内	(一社)福岡県土木組合 連合会八女支部	八女市本村38 八女建設会館内	0943-24-3300
北九州県土 整備事務所管内	福岡県建設業協同組合 北九州支部	北九州市八幡西区則松3-7-1 北九州県土整備事務所建築指導課内	080-2704-5368
	門司建設業組合	北九州市門司区黄金町11-20	093-372-3002
	宗像建設協会	宗像市東郷2-1-28	0940-36-1769
飯塚県土 整備事務所管内	飯塚建築士会	飯塚市新立岩8-1飯塚総合庁舎 飯塚県土整備事務所建築指導課内	0948-21-4943
那珂県土 整備事務所管内	筑紫建設業協同組合	大野城市瓦田3-10-33	092-501-3431
	筑紫土木協会	大野城市白木原3-5-25 那珂県土整備事務所建築指導課内	092-581-5882

※「建設業許可申請・変更届書」、「経営事項審査申請書(経営規模等評価申請書・総合評定値通知請求書)」、「建設工事入札参加申請書・変更届書」等の関係用紙の販売窓口は、基本的には上記の各所ですが、品目等によっては一部販売していない場合もありますのでお問い合わせください。

経 審 Q & A

【申込み・審査日程等について】

- Q 1. 経営事項審査の受審予約申込をしたい。
- Q 2. P. 7記載の審査予約受付期間を過ぎてしまった。今からでも申込みをしてよいか？
- Q 3. ○○（市町村等）に提出するために受審を急ぐので、どうしたら良いか？
- Q 4. 法人成りや事業承継により、前回の結果通知書が使えないので、経審を早く受けてたい。
- Q 5. 法人設立（個人開業）直後でも経審は受けられますか？ 経審を早く受けてたいのですが。
- Q 6. 経審の郵送開始日が○月○日ですが、いつ郵送したら良いですか？
- Q 7. 申請書等をどこで入手できますか？
- Q 8. 郵送開始日の通知メールが届いて書類を郵送したが、どのくらいで結果通知が届くのか？
- Q 9. 対面審査を希望したいがどうしたらいいか？

【申請書の記載について】

- Q 10. 申請書への押印は必要ですか？
- Q 11. 書き方や必要書類を教えてください。
- Q 12. 利益額の書き方がわかりません。

【完工高の記載について】

- Q 13. 土木一式工事や建築一式工事に含めることができる専門工事は何がありますか？また、完成工事高付表の書き方がわからないので教えてください。
- Q 14. 3年平均の完成工事高の書き方がわかりません。
- Q 15. 法人成り及び事業承継の要件を教えてください。
- Q 16. 法人成り、事業承継又は決算期変更を行った際の完成工事高の書き方について
- Q 17. 工事経歴書の書き方がわかりません。

【技術職員名簿について】

- Q 18. 技術者で雇用されてちょうど6ヵ月の方は技術職員名簿に記載できますか？
- Q 19. 社会保険に入っている適用事業所ですが、社保に入っていない技術者は名簿に載せられませんか？
- Q 20. 会社は以前からやっていますが、最近許可を取得し近々経審を受ける予定です。社保にも最近入りましたが、技術者は、名簿に載せられますか？
- Q21. 二級の施工管理技士の免許を持っていますが、監理技術者の講習は受講しているので、有りとして記入してよいですか？
- Q 22. 従業員が新たに資格を取りましたが、経審にあげられますか？
- Q 23. 経審で受ける業種以外の技術職員の資格についても、加点対象になりますか？

【社会性等について】

- Q 24. 指名停止をうけましたが、法令遵守の状況に該当ありとなりますか？

【その他】

- Q 25. 合併、分割、譲渡等の場合の注意事項は何ですか？
- Q 26. 経審を○業種受けてたいけれど、証紙はいくら必要ですか？
- Q 27. 最近、業種追加をしたのですが、その業種で経営事項審査を受けることは出来ますか。審査基準日時点では、その業種はありませんでした。
- Q 28. 前回と同じ審査基準日で経営事項審査を再度受けてたいのですが、受け直すことは出来ますか？（最近した業種追加、名簿に入れ忘れていた技術職員の追加など）
- Q 29. 前回の経営事項審査申請書控写しを紛失してしまいましたが、どうしたらいいですか？

【申込み・審査日程等について】

Q 1. 経営事項審査の受審予約申込をしたい。

A 1. P. 7 に記載している審査予約受付期間内に「ふくおか電子申請サービス」による予約を頂ければ、郵送開始日（見込み）までに郵送開始日通知メールを送信します。（申し込み業者数や申込み日時等により多少前後することがあります。）審査予約受付期間内に申込みをしたのに、郵送開始日（見込み）を過ぎてもメールが届かない場合は、**▶県庁建築指導課へご連絡ください。**（092-643-3719）

Q 2. P. 7 の審査予約受付期間を過ぎてしまった。今からでも申込みをしてよいか？

A 2. 会社の決算月との関係により対応が異なります。

・直前の決算期（審査基準日）から、次の決算期を迎えるまでの間であり、かつ、令和7年1月10日前であれば予約申込可能です。ただし、各締切日は「ふくおか電子申請サービス」の申込完了日で判断します。

（基本的には、P. 7 の審査予約受付期間をお守り下さい）

※令和6年度の審査予約受付締切日は、令和7年1月10日（金）（期限厳守）となります。

Q 3. 〇〇（県市町村等）に提出するために受審を急ぐので、どうしたら良いか？

A 3. 前年度受審されている方は、前回の結果通知書の有効期間が、前回審査基準日から1年7ヵ月ありますので、そちらをご活用ください。

経営事項審査は、予約→審査→審査結果通知という一連の流れを一定のスケジュールに沿って行っております。個々の建設業者のご事情に応じた審査スケジュールの調整は、行えません。

各行政庁等の入札参加申請をお考えの建設業者の皆様は、経営事項審査の受審が第一優先と考え本県経営事項審査制度の受付期間や審査期日を遵守して頂くようお願いいたします。

※令和6年度経営事項審査の予約申込みは令和7年1月10日、

申請書提出は令和7年1月20日（月）必着

※令和7年度福岡県建設工事入札参加資格審査申請を希望の本県知事許可事業者の経営事項審査は如何なる理由があろうと令和7年1月20日（月）必着

（経営事項審査制度の不知、不明又は郵送開始日通知メールの不着、不明を理由とした審査締切日以降の受審は一切認められません）

※経営事項審査は直前の決算日を審査基準日とするため、新たな決算日を迎える以前に申請が必要です。

Q 4. 法人成りや事業承継により、前回の結果通知書が使えないので、経審を早く受けたい。

A 4. 本県経営事項審査制度における受付期間、審査期日は「福岡県の経営事項審査制度について」（P. 7）をご覧ください。（審査基準日が令和6年10月1日以降は翌年度の受付となります）

本県の令和7年度入札参加資格申請が可能となる経営事項審査における審査基準日は、令和5年10月1日から令和6年9月30日までの間です。各公共団体等の資格審査はそれぞれで行われていますので、申請者様の各事業における整理時期等は予めご検討の上で本県の経審を予約・受審されて下さい。

Q 5. 法人設立（個人開業）直後でも経審は受けられますか？経審を早く受けたいのですが。

A 5. 設立（開業）日を審査基準日として受けることができます。審査予約ハガキの「法人設立日」を丸で囲み、審査基準日を記入してハガキを送付してください。

※本県の経営事項審査は例年4月～1月に実施しております。公共事業を事業の中心とお考えの場合は、法人設立時期や事業承継日、建設業許可申請等のスケジュールを予めご検討の上で受付・受審されて下さい。（その他、上記A4. 参照）

Q 6. 郵送開始日が〇月〇〇日ですが、いつ郵送したら良いですか？

A 6. 郵送開始日以降に、速やかに下記送付先にレターパック等で郵送して下さい。郵送が遅れた場合、前回受審の1年7カ月の有効期間が切れてしまう、新たな決算日や審査締切日（令和7年1月20日）を迎えてしまって受審できないなどの不利益を被る場合があります。

（送付先）

〒812-0044 福岡市博多区千代1丁目20-31
福岡県千代合同庁舎2階 経審・入札審査室
電話：092-292-5728

Q 7. 申請書等をどこで入手できますか？

A 7. 福岡県ホームページからダウンロードできます。（「福岡県 経営事項審査」で検索）
また、お近くの県土整備事務所等にある用紙販売所（P. 76 参照）で購入できます。

Q 8. 郵送開始日の通知メールが届いて書類を郵送したが、どのくらいで結果通知が届くのか？

A 8. 申請書を受領して審査を行い、補正などある場合は補正を解消してから、返送された申請書副本の受付印の日付から起算して、約1～2カ月程度でお手元に結果通知書が届きます。ただし、副本返送後に書類の不備が発覚した場合などは、前述の期間を超える場合があります。そのため、時間的な余裕を十分に見込んだ上で、早めの申請をお願いします。

※例年、11月～1月に申請が集中しており申請～結果通知まで2カ月以上を要する原因となっております。「福岡県の経営事項審査制度について（P. 7）」にあります受付期間と審査期日の定めをお守り頂くようお願いします。

※結果通知書の発行を特別に早めてほしい、急いでいるため窓口で受け取りたいなどのご要望には一切お応えできません。郵送開始日後は、速やかな書類郵送をお願いします。

Q 9. 対面審査を希望したいがどうしたらいいか？

A 9. 対面による審査は原則として行いません。

【申請書の記載について】

Q 10. 申請書への押印は必要ですか？

A 10. 令和3年1月1日以降、申請書への押印は不要となりました。

Q 11. 書き方や必要書類を教えてください。

A 11. 手引き「経営事項審査申請に必要な書類（P. 8）」「チェックリスト（経営規模等評価申請書・確認書類一覧表）（P. 10～）」と「申請書類の作成（P. 20～）」を参照してください。

Q12. 利益額の書き方が分かりません。

A12. 経営状況分析結果通知書の最下欄に営業利益と減価償却実施額の記載がありますので、そちらの数字を転記し、4つの数字を足したものを2で除したものが利益額となります。その為、まず経営状況分析を受けてください。

なお、決算期変更、事業承継や法人成りについては、当期の数字は経営状況分析と一致しますが、前期は完工高と同様に按分計算する必要がありますので、注意してください。

【完工高の記載について】

Q13. 土木一式工事や建築一式工事に含めることができる専門工事はありますか？また、完成工事高付表の書き方がわからないので教えてください。

A13. <一式工事に含めることができる専門工事（標準）>

一式 工事	土木一式	←	とび土工、石、舗装、しゅんせつ、水道施設、鋼構造物、解体 (注：鋼構造物については、土木に関する工事のみに限られます。)
	建築一式	←	大工、左官、屋根、タイル、板金、ガラス、防水、内装、熱絶縁、 建具、鋼構造物、鉄筋、塗装

注意：矢印←の方向に向かってのみ振替ができます。右の枠内での振替はできません。付表の書き方は本書 P. 29～を参照してください。

注) 付表で合算した専門工事に関しては、経審を受審することはできません。当期から合算可能です。過年度分で既に「専門工事」又は「その他の工事」として計上したものを改めて一式工事として計上することは出来ません。逆に、専門工事と一式工事を分離する場合でも、当期のみ可能です。過年度分は、前回審査時の数字をそのまま記載することになります。

Q14. 3年平均の完成工事高の書き方がわかりません。

A14. 工事の種類ごとに、左側の完成工事高計算表に前審査対象事業年度及び前々審査対象事業年度の完成工事高をそれぞれ記入し、その合計を2で除した値を項番32に記入してください。

Q15. 法人成り及び事業承継の要件を教えてください。

A15. 法人成り又は事業承継した後に、経営事項審査の実績を引き継ぐためには下記の要件があります。要件を満たしている場合、法人設立日又は個人開業日から遡って、過去2年又は3年の工事実績を審査基準日に合わせて按分計算してください。

○法人成りの要件

- ① 前個人事業主が廃業すること。
- ② 前個人事業主が50%以上を出資して設立した法人であること。
- ③ 前個人事業主の営業年度と法人の営業年度が連続しており、法人設立後2ヶ月以内に許可申請すること。
- ④ 前個人事業主が法人の代表権を有する役員に就任していること。

○事業承継の要件

- ① 新事業主が前事業主の配偶者か2親等以内の者
- ② 前事業主が廃業すること
- ③ 前事業主と新事業主の営業年度が連続しており、前事業主の廃業後2ヶ月以内に新事業主が許可申請すること。
- ④ 新事業主が前事業主の補佐をした経験を有すること。

Q16. 法人成り、事業承継又は決算期変更を行った際の完成工事高の書き方について

A16. ① 法人成り又は事業承継の場合は、法人成り等をした時点を審査基準日とし、法人成り又は事業承継前の完成工事高の実績を当該審査基準日より遡って月数単位で按分した上で計上してください。(詳しくは、本書 P. 36 を参照のこと)

② 決算期変更の場合は、変更後の決算年月日を審査基準日とし、決算期変更前の完成工事高実績については、当該審査基準日に合わせて月数単位で按分した上で計上してください。(詳しくは、本書 P. 36、37 を参照のこと)

③ 法人成り又は事業承継後最初の決算で受審する場合もあり、過去2年又は3年間の完成工事高実績を算出する際に、当該決算日を審査基準日として、月数単位で按分計算を行う必要があります。

Q17. 工事経歴書の書き方がわかりません。

A17. 本書「7. 工事経歴書」(P. 73)を参照してください。なお、決算後の変更届を既に提出している場

合は、そちらをコピーして提出してください。

注) 決算日時点で建設業許可を持っている場合は、決算後の変更届を県土整備事務所に提出しないと経審を受審できません。

注) 建設業法上の決算変更届出を提出する必要のない場合(法人成等)は、その審査基準日における工事経歴書を作成して提出して下さい。

【技術職員名簿について】

Q18. 技術者で雇用されてちょうど6ヵ月の方は技術職員名簿に記載できますか？

A18. 技術職員名簿に記載できるのは、審査基準日時点で6ヵ月と1日以上雇用していることが要件であるため、ちょうど6ヵ月の方は記載できません。

Q19. 社会保険に入っている適用事業所ですが、社保に入っていない技術者は名簿に載せられませんか？

A19. 社会保険に入っている会社については、社会保険で常勤性の確認を行っています。載せられません。但し、対象者が後期高齢者の場合は除きます。(本書P.48を参照のこと)

Q20. 会社は以前からやっていますが、最近許可を取得し近々経審を受ける予定です。社保にも最近入りましたが、技術者は、名簿に載せられますか？

A20. 社会保険に入っている会社については、社会保険で6ヵ月超雇用の確認を行っています。社会保険の取得年月日が6ヵ月を超過していない場合には載せられません。

Q21. 二級の施工管理技士の免許を持っていますが、監理技術者の講習は受講しているので、有りとして記入してよいですか？

A21. 講習受講「有り」としてよいのは、一級の国家資格のみです。併せて、監理技術者証と講習修了証の両方を持っている必要があります。それ以外は、必ず「無し」にしてください(本書P.41～「業種別技術職員コード表」の二重丸◎がついている資格のみ)。

Q22. 従業員が新たに資格を取りましたが、経審にあげられますか？

A22. 審査基準日時点で取得している資格でなければ対象外となります。なお審査基準日時点で6ヵ月を超えて(6ヵ月と1日以上)雇用されていることが必要です。

Q23. 経審で受ける業種以外の技術職員の資格についても、加点対象になりますか？

A23. 経審を受ける業種のみ加点対象になります。

【社会性等について】

Q24. 指名停止を受けましたが、法令遵守の状況に該当ありとなりますか？

A24. 指名停止は該当しません。発注団体の内部規則に基づく処分の為です。他方、営業停止及び指示処分の建設業法上の監督処分を受けた場合には「該当有り」となります。

【その他】

Q25. 合併、分割、譲渡等の場合の注意事項は何ですか？

A25. 財務諸表の合算等の手続きが必要となります。

県庁建築指導課と事前協議を実施の上、審査を受けるようにしてください(092-643-3719)。

Q26. 経審を○業種受けたいけれど、証紙はいくら必要ですか？

A26. 8,500円+{(○業種)×2,500}円で算定した料金になります。

Q27. 最近、業種追加をしたのですが、その業種で経営事項審査を受けることは出来ますか？審査基準日時点では、その業種はありませんでした。

A27. 経営事項審査の申請時までには、追加した業種があれば、その業種で受けることが出来ます。なお、業種追加した分の完成工事高は、直近の決算期において、追加した業種の欄に計上してください。ただし、前年度、前々年度に「その他工事」として計上したものを前審査対象事業年度以前の当該業種の工事実績として計上することはできません。(工事の実績ある場合は、「その他の工事」に計上してください。)

Q28. 前回と同じ審査基準日で経営事項審査を再度受けたいのですが、受け直すことは出来ますか？(最近した業種追加、名簿に入れ忘れていた技術職員の追加など)

A28. 経営事項審査の受付期間 (R6. 4. 1~R7. 1. 20) 内であれば、再受審というかたちで受け直すことが出来ます。ただし、加点する業種分の審査手数料が発生します(Q26 参照)。例えば、2業種が加点対象の場合 13,500 円の福岡県の領収証紙が必要です。再受審を希望される方は、「ふくおか電子申請サービス」から再度、予約申込みを行ってください (令和7年1月10日必着)。審査の際に必要な書類として、今回申請される経営規模等評価申請書・総合評定通知書 (正・副本)、加点対象となる証明資料、建設業許可通知書 (写)、許可申請書 (副本) (写)、前回の経営規模等評価申請書・総合評定通知書 (副本) (写)、審査基準日の分析結果通知書、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書 (写) が必要となります。

県の入札参加資格審査申請は、すでに提出されている方は、提出不要です。ただし、入札参加資格審査申請の業種追加を希望する場合は、再度、追加業種分の入札参加資格審査申請書類一式を提出する必要があります。

Q29. 前回の経営事項審査申請書控写しを紛失してしまいましたが、どうしたらいいですか？

A29. チェックリスト NO. 7、8、12 について、

工事種類別完成工事高を2年平均で選んだ場合は、2カ年分。3年平均を選んだ場合は、3カ年分を提出してください。

チェックリスト NO. 10 は省略できません。

問い合わせ先

〒812-8577 福岡市博多区東公園 7 番 7 号

福岡県建築都市部 建築指導課 建設業係

電話 092-643-3719

F A X 092-643-3754

経営事項審査申請の手引き

(経営規模等評価申請・総合評定値通知請求)

作成者 福岡県建築都市部建築指導課 令和6年3月作成

(本手引きは最新の制度・運用を保証するものではない)

許可なく複製を行い販売することを禁じる